

人文・自然・人間科学研究

第 36 号

2016 年 10 月

論文

黙示録と詩作

ヘルダーリンの詩『パトモス』における終末思想 田野 武夫 (1)

研究ノート

「知」のボーダーレス化と歴史地理学

— グローバル経済史からの新発想 — 小木田敏彦 (13)

急斜面大回りパラレルターン中の速度変化について

— とりわけターン後半のリバウンドの影響とは — 服部 英一 (30)

公開講座

拓殖大学人文科学研究所

ドイツの過去・現在・未来 — 歴史から学ぶことの意味 — 佐藤 健生 (42)

拓殖大学 研究所紀要投稿規則 (55)

『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』執筆要領 (57)

黙示録と詩作

ヘルダーリンの詩『パトモス』における終末思想

田 野 武 夫

Apokalypse und Dichtung:
Die Eschatologie in Hölderlins „Patmos“

Takeo TANO

1. 序

20世紀の初頭、ドイツの精神界には、西洋文明、市民社会の没落という幻視によって黙示録的な気運が支配していた。それと期を同じくして、ディルタイやゲオルゲ派によるヘルダーリンへの称揚が沸き起こる。第一次および第二次世界大戦後のドイツにおけるユートピア的、黙示録的傾向においても、ハイデガーの一連のヘルダーリン講義に見られるように、ヘルダーリンの名はキーワードであり続けた。このような黙示録的志向を背景としたドイツモデルネとヘルダーリンとの結びつきの内実を、ヘルダーリンの詩『パトモス』を中心に考察する。

ヘルダーリンと黙示録との関係を考える上で着眼すべき点は二つある。一つは、ヘルダーリンの諸作品における黙示録的志向を規定している敬虔主義の思想である。もう一つは、ヘルダーリンの詩学と黙示録が宗教の領域にとどまらず、美的領域においても強い結びつきを持っている点である。後者の点について、壮大な規模でドイツ文学と黙示録との関係を考察したクラウス・フォンディングは、その著『ドイツにおける黙示録』において、黙示録をある特殊な経験の顕れ、欠乏と充足の象徴とし、その一例としてヘルダーリンの詩『わがもの』Mein Eigentum を引用している⁽¹⁾。

もっともフォンディングは、ドイツ文学における黙示録のモチーフの本格的な顕れは19世紀後半からであるとし、その後の表現主義以降に黙示録文学の全面的展開を見ている⁽²⁾。この点からいえば、ヘルダーリンはドイツ語圏における黙示録文学の主流からははずれ、いわばその最初期の詩人と位置付けることができよう。事実フォンディングは上記の記述以外、ヘルダーリンに多くは言及していない。

本論ではこの点に若干の補足修正を加えることを意図し、ヘルダーリンの抱く黙示録的世界像が純粋な文芸作品として、ドイツ語圏の黙示録文学においてすでに大きく展開している事実を解明する。

2. 『パトモス』の成立過程

パトモス島は黙示録においてヨハネが「神のことばとイエスのあかし」のために滞在した島である。このパトモスという名が詩の題名として掲げられている事実は、無論ヨハネの黙示録との密接な関連を示している。詩『パトモス』は、ヘルダーリンが家庭教師としてポルドーに発つ前、すなわち 1801 年の秋頃に着手されたと推定されている。同地で家庭教師に着任したものの、ヘルダーリンは半年あまりで家庭教師の職を辞め、故郷ニュルティンゲンに戻るようになった。その詳しい経緯は不明であるが、このころから著しい精神錯乱の兆候が見られるようになる。同年秋に友人ジンクレアが、かなり快方に向かった彼を、いっそうの精神の活性化を促すためレーゲンスブルクで開かれていた帝国議會に連れてゆく。ヘルダーリンは、そこでジンクレアが仕えていたヘッセン・ホンブルク方伯フリードリヒ五世と出会うことになる。詩『パトモス』はこのフリードリヒ方伯に捧げられた詩であり、この出会いが作品の成立の直接的な契機となった。

ドイツの地では、18 世紀前半から続く啓蒙主義聖書解釈と敬虔主義聖書解釈との間に熾烈な論争が繰り広げられていた。その論争に業を煮やしていたホンブルク方伯は、啓蒙主義の対抗馬としてクロップシュトックに期待をかけ、詩作を依頼する。結局クロップシュトックはその申し出を断り、その役割をヘルダーリンが担うことになった。そして詩『パトモス』は、1803 年 1 月 30 日、方伯 55 歳の誕生日にジンクレアを通して贈られた。尚『パトモス』については、その後修正を施した未完の断片が存在するが、完結し、また清書を施された稿は、この完成版のみである。

啓蒙主義と敬虔主義との論争については、1770 年代から 80 年代にかけてヨーハン・ザロモ・ゼムラーやイエレミアス・フリードリヒ・ロイスの黙示録を巡っての論争などが挙げられる。ゼムラーは使徒ヨハネと黙示録のヨハネとを区別した啓蒙主義の聖書釈義家であり、黙示録の正当性を主張し、使徒ヨハネと黙示録のヨハネとを同一視する敬虔主義者たちと激しく対立した^③。詩『パトモス』では黙示録のヨハネと福音書のヨハネが同一視されているので、この対立の図式でいえば、作品は敬虔主義の側に立っているといえる。

また題名のもとに添えられた方伯の名、そして第 14 連における方伯を指すと思われる者への言及、そしてこれが最も重要な点であるが、詩全体が聖書のモチーフによっ

て構成されていること、これらは明らかに方伯を意識したものといえる。方伯もヘルダーリンも敬虔主義の圏内に生い育ち、共通の精神基盤を有していたことが両者を結び付けたともいえよう。

しかしヘルダーリンが、方伯の意向のみに従って執筆したといえるほど事情は単純ではない。というのもヘルダーリンについていえば、青年期よりスピノザ哲学、カント哲学に親しみ、詩作の中心世界に古代ギリシア世界を据え、キリスト教世界からは一定の距離を置いていたからである。ヘルダーリンがキリスト教世界、すなわち敬虔主義終末思想を前面に打ち出すのは、戯曲『エムペドクレスの死』執筆期の1800年前後を境からであり、その後の詩作についても、ギリシア世界とキリスト教世界が複雑なかたちで混在している。

敬虔主義は、啓蒙主義的な合理的聖書解釈と対峙する正統派教義的な立場にある。同時にヘルダーリンの詩作世界は、同時代のスピノザ主義やカント哲学とも親和性が高く、必然的に双方の要素を内包するものとなっている。ヨッヘン・シュミットは、これを正統派教義と啓蒙主義の歴史学的視点からの統合と捉えている⁽⁴⁾。

『パトモス』と同時期に執筆された詩『唯一者』Der Einzigeでは、ギリシア世界とキリスト教世界との統合という大胆な試みがなされている。しかし『パトモス』においてはギリシア的要素はほとんど見当たらず、一貫して聖書世界が描かれているように見える。方伯がこの詩にどのような反応を示したかについては、資料が残っておらず不明であるが、この献詩がヘッセン・ホンブルク家の財産として大切に保管されてきたという事実を考慮すれば、作品が方伯の意図に背いたものとは映らなかったと推察される。とはいえ、『パトモス』の内容が方伯の意向によってのみ規定されるということにはならない。その理由の一つとして、ヘルダーリンが『パトモス』を方伯に献呈した後も修正を加えている点が挙げられる。また方伯に捧げられた完成稿においても、そこで展開される世界像はヘルダーリン独自の詩的世界に根差しており、宗教領域のみにとどまらない美的側面を認めることができる。

『パトモス』における終末思想を土台とした展開の中でも、「最高者」der Höchsteという表現において、ヘルダーリンの隠された意図を垣間見ることができる。まずキリストについては、「最高者の息子」der Sohn des Höchstenという表現がある。この「最高者」は、第一にキリストの父、すなわちキリスト教の神と解釈できる。その他では、「神」Gott、「父」Vaterという呼び名も与えられている。この「最高者」という呼び名は、ヘルダーリンの後期讃歌においてしばしば用いられ、その実質は、いわばギリシア世界の最高神「ツォイス」すなわちゼウスとキリスト教の神との融合体である⁽⁵⁾。これは、ギリシア世界ともキリスト教世界とも異質な、ヘルダーリン独自の詩的世界の最高位を占める絶対者である。詩『唯一者』では、この絶対的「父」の息子として、キリ

スト、ヘラクレス、エーヴィア（ディオニソス）の三人の名が挙げられ、この三人が兄弟として描かれている。

詩『唯一者』では、キリストはギリシア的「半神」Halbgott の特性を帯びているが、この特性が詩『パトモス』では、「半身とその弟子たちの栄光」という表現で一度だけ顔を出す。その他幾つかの表現においてギリシア世界とキリスト教世界の二重性を帯びた表現が見られる。特に第 213 行では、「天上の者たちの榮譽」die Ehre der Himmlischen という、これまでのヘルダーリンの作品における語句の使用を考慮すれば、極めてギリシア的響きを持った表現がなされている。ここにもギリシア世界とキリスト教世界の融合統一という詩人の理想世界の一端を垣間見ることができる。

これらの要素を考えあわせれば、神やキリストの表現「天の主の」Des Himmels Herrn (V. 172), 「永遠の父の」Des ewigen Vaters (V. 202), 「もっとも喜ばしい者たちに」Den Freudigsten (V. 90) などの表現も二重の意味を帯びてくることになる。「天上のものたち」die Himmlischen という表現は「天上的なもの」das Himmlische の複数形であるが、表現上からいえば、ヨハネの黙示録第 4 章に描かれている神の玉座をとりまく「四つの生き物」vier himmlische Gestalten と結びつく。しかしこの表現は、ヘルダーリン作品の多くを占めるギリシア的・汎神論的傾向を考慮に入れば、ギリシアの神々の世界として把握することも可能であろう。

3. 『パトモス』の主たる構成と特徴 — 「終わり」への歩み

詩『パトモス』の構成は、Strophe, Antistrophe, Epode の三つの詩連からなるトリアーデの形式を取っている。後期讃歌の多くがこの形式である。この三つの詩連からなるトリアーデが五つ連なり、計 15 の詩連を形成している。詩行については第 10 連の 16 行を除いては、すべて 15 行である。全体はおよそ三つの部分に分けられる。第 1 連から第 5 連までがパトモス島への到着、第 6 連から第 13 連までがキリストとその弟子たちの記述、そして第 14, 15 連がホンブルク方伯への呼びかけという構成になっている。

パトモス島への到着から世界像の叙述へと展開している点で、『パトモス』はヨハネの黙示録と構造的に共通している。その世界像の叙述は同時に、福音書からのさまざまなモチーフの引用によって成り立っている。これらのモチーフから構成される世界像は、敬虔主義（ピエティスムス）の思考パターンを基軸としている。その一例が「終わり」へのまなざしである。

というのも支配するのは人間たちではなく、

不死の者たちの運命だからであり、
彼らの所業は自ら歩み、急いで終わりへとむかうのだ⁽⁶⁾。

この「終わり」das Endeへの歩みは、続く詩行で「天上の勝利の歩み」と述べられている。ここには、敬虔主義的な終末論思考の特性が顕著に表れている。

シュヴァーベン・ピエティスムスの創始者ヨーハン・アルブレヒト・ベンゲルやその弟子フリードリヒ・クリストフ・エーティンガーは、千年王国説（ヒリアスムス）を中心に終末論を展開し、黙示録を聖書解釈の中心に置いた。『パトモス』においても同様に「終末」、「終わり」への指向性が詩の根幹を形成している。

ベンゲルの主著である聖書注解書『グノーモン』Gnomon (1742) をヘルダーリンは所有しており、ガスキルはその影響関係について考察している⁽⁷⁾。その他にも特に第二次ホンブルク滞在期に成立したキリスト讃歌、『唯一者』、『パトモス』、『平和の祝い』において敬虔主義の終末思想が展開されていることが、シュミットを中心とする近年のヘルダーリン研究において指摘されている⁽⁸⁾。

ヘルダーリンの最初期の詩作期、すなわち14-18歳時にあたるデンケンドルフ下級僧院学校時代（1784-1786）及びマウルブロン上級僧院学校時代（1786-1788）の諸作品についても、敬虔主義との影響関係は認められる。シュミットはフランクフルト版全集の解説において、ヘルダーリンの初期作品は詩的価値は高くないと断じているものの、同時期の詩作がもっぱら僧院学校における宗教的慣習、それもシュヴァーベン地方の宗教的・思想的支柱であった敬虔主義の環境に規定されるという重要な指摘をしている⁽⁹⁾。この時代の作品、例えば『思い出』Erinnerung (1785)、『私のもの』Die Meinige (1786)、『シュテラに寄せる』An Stella (1786)、『嘆き』Klagen (1787)、『静けさ』Die Stille (1788) といった作品に共通する要素は、現実の生に対する不安、悔恨、孤独、苦悩に基づく徹底した厭世観であり、同時に幻想領域に展開される未来への憧憬の念も強く帯びている。マウルブロン期の後半では現実否定への態度ますます強くなり、その結果、『夢想』Schwärmerei (1788)、『熱情の戦い』Der Kampf der Leidenschaft (1788) では、明確に「終末のラッパ」die Posaun' といった黙示録の用語が明確に現れてくる⁽¹⁰⁾。近年のヘルダーリン研究においても、初期ヘルダーリン作品における敬虔主義の影響が注目されている⁽¹¹⁾。

ヘルダーリンの後期詩作は、これらの自らの最初期の詩作世界への回帰という要素を持ち合わせているといえよう。黙示録を世界像の中心に据える敬虔主義の思想は後期詩作に顕著となるが、底流としてヘルダーリンの全作品に影響を及ぼしているといっても過言ではない。

フォンディングによれば、黙示録は文学的、美的現象として一つのテキストであり、

特定の時代の経験を体現する、いわば「経験解釈の象徴」である⁽¹²⁾。ネロ帝の迫害を逃れてパトモス島にたどり着いた使徒ヨハネが黙示録において語る世界像の基本的要素は、迫害の現実と来るべき黄金時代への期待である。敬虔主義の黙示録解釈には、「欠乏」と「充足」の緊張関係の解釈であり、この二元論的な対立を時間的流れに変え、歴史的に捉えるという構図がある。すなわちそれは、現在を「欠乏」の時代と捉え、未だ実現されない「充足」を未来の幻視にみる歴史的視点である⁽¹³⁾。

この未来への幻視は、18世紀のドイツ精神界に急速に広まった「千年王国説」に見ることができる。ハリンリヒ・コロディは『千年王国説の批判的歴史』(1781)において、宗教的未来への期待の「体系」として千年王国説を唱えた。ベンゲルは数々の著作において千年王国説を擁護し、エーティンガーは主著『黄金時代』(1759)において、来るべき千年王国のモデルとしての黄金時代を強調した。これらの世界像は、ヘルダーリンの後期詩作にも顕著にみることができる⁽¹⁴⁾。敬虔主義の千年王国説は、地上で理想郷は実現しないと考える古典的ユートピア思想とは異なり、時代の終わりに実際に理想郷が実現すると考える終末思想である。またその理想郷の形態は、中世のフィオーレのヨアキム以来、「平和の国」というイメージを伴ってきた。『パトモス』と並ぶヘルダーリンのキリスト讃歌群の一つである『平和の祝い』は、その典型である。さらに1801年作と推定される詩『ドナウの源で』の冒頭部草稿では、「あなた、母なるアジアよ。私は挨拶する〔…〕|そしてあなたは遠く古代の森の中で安らっている。そして自らの行いを|想い|力を想っている。その時、齢千年のあなたは、天上の炎に満ち、酔いしれて、無限の|歓喜の声を上げる。今もなお、我々の耳に声が、ああ千年の齢の音が鳴り響くほどに」⁽¹⁵⁾と、千年王国のイメージが直接的に表現されている。

これらの黙示録的な対比構造、すなわち欠乏と充足を基盤とした世界像は、『パトモス』では第10連、11連に描かれている。

〔…〕半神と

その弟子たちの栄光も

消えてなくなり、それゆえ最高者さえも

顔を背け、

天上のどこにも、緑の大地のどこにも

もはや不死なるものを見ることが

できない。これはどういうことなのか？

それは種蒔き人の簸分けなのだ。小麦を

箕にすくい取り、

振り分けるために脱穀場を越えて投げる簸分けなのだ。
 籾殻は足もとに落ちるが
 最後に実は残るのだ。
 いくらかのものが失われ、
 また話からは活気ある声が
 消え入っても、それは災いではない。
 つまり神の仕事も、我々のそれと同じであり、
 最高者はいちどに全てを欲することはないのだ。
 縦抗には鉄が埋まっており、
 エトナ山は樹脂をもたらすが、
 そのように私も富を持つことができるならば、
 ひとつの像を造り、在りし日の姿しながらに
 キリストをまのあたりに見るほどに、⁽¹⁶⁾

引用箇所直前では「共に生きていたものたちが互いに／永遠の謎となり、／理解しあうことができなくなった」状況が描かれ、不死なる神聖が失われた情景が描かれている。しかしながらこの欠乏状態は、「種蒔き人の簸分け」として未来への肯定的な幻視と結びつく。続く12連では、欠乏の時代に人間による神への不敬な振る舞いが行われたとしても、それは急いで「終わり」へと向かうとされる。そしてその「終わり」は、「天上の者たちの／勝利の歩みがより高く進み、太陽と等しく、／強者たちによって、最高者の歓声を上げる息子の名が呼ばれる」と、極めて肯定的な幻視として描かれる。

ここには、世界の終わりにおけるすべての物の和解と救済を意味する「万物救済」Apokatastasis Pantou や、人間には見えない神の「エコノミー」Ökonomieによる救済的歴史秩序といった、敬虔主義に特徴的な黙示録的世界像の基本的構図を見ることができる⁽¹⁷⁾。

なお、引用箇所に「エトナ山」が出てきているが、これはエトナ山に投身自殺したエムペドクレスを題材にしたヘルダーリンの戯曲『エムペドクレスの死』を容易に連想させる。そこでは詩文芸と社会の一体化という理想が喪失した社会において、いわば追放のみとなったエムペドクレスが描かれるが、これはパトモス島へ逃れたヨハネの姿とも重なる。ただしエムペドクレスは四大元素が調和する自然世界を論じた哲学者であり、あくまでもギリシア世界に属する人物である。ここにもキリスト教の世界を描きながらも古代ギリシアの文化的要素が混在する『パトモス』の二面性を見ることができる。

4. 『パトモス』における詩人の位置づけ

『パトモス』では第6連以降のキリストとその弟子たちとの記述が主要部を形成しているが、それに匹敵する重要性を秘めているのがパトモス島へ至るまでの描写である。黙示録では、ヨハネがパトモス島にいたという事実のみが書かれているのに対して、詩『パトモス』では、そこに至る過程が五つの連に渡って描かれ、実に作品全体の三分の一を形成している。

その過程は「神は近くにありて／捉えがたし。／しかし危険のあるところ、／救いもまた育つ」という4行の箴言風の言い回しで始まる。このことばの圧倒的な響きは、詩全体の展開を予感させるものとなっている。ヨッヘン・シュミットは、「救い」を「詩」Gedichtあるいは「歌」Gesangとした上で、「危険」とは神々の時代と自らが生きる現代の真理とが分離した状態を指し、その分離した真理を「歌」で人々に伝えることにより、この「危険」から時代を救うというものと解釈している⁽¹⁸⁾。この「危険」のあり方は、10行以下に愛し合うものたちが遠くへだたつたものとして描かれている。そしてこの冒頭の句は、終結部の「父がもっとも／愛することは、確固たる文字が／手厚く守られ、持続するものが／よく解明されることだ。ドイツの歌はそれに従う」という表現と対をなし、時代における詩の役割を示すことばとして作品の枠を形成していることになる。

この冒頭の句を更に詩人自身の問題へと引き寄せることも可能である。「神は近くにありて／捉え難し」とは詩人、すなわちヘルダーリンの詩作の道程を集約したことばと理解することができよう。ヘルダーリンが自らの詩作の根本課題として抱いていた問題は、青年期のギリシア志向から詩作の晩年期の祖国への回帰にいたるまで、一貫として「神的存在」、あるいは「神的なもの」への憧憬及びその言語化であった。この絶対的存在をあらわすことばが、ギリシア崇拜期における「自然」から、後期の詩作における「最高者」、「父」、「神」へと変遷して行く過程は、詩作における根元思考の変遷でもある⁽¹⁹⁾。同時に論文「エムペドクレスの基底」で論じられているように、詩人を必要としない技術偏重社会や神々と人間が分離した世界において黄金時代の再生を歌うことは、自己の存在を没落へと至らしめる危険な行為である。

しかしそのような世界においてこそ歌の重要性は高まるという確信もここに見ることができる。このような詩人の終末論的存在形態が、冒頭の句に凝縮されているといえよう。そして救いとしての歌を発する場を提供するものとして、詩人の心をとらえたのが、パトモス島であった。

しかし船人は島々を知っていた。
 間近に浮かぶ島のひとつこそ
 パトモスと
 語るのを聞いたとき、
 そこに立ち寄り
 その暗い洞窟に近づきたいとの
 とどめがたい願いにわたしはかられた⁽²⁰⁾。

この迫害された者、すなわち詩人が憧憬を抱くパトモス島は、黙示録第1章9節における「私ヨハネは、あなたがたの兄弟であり、あなたがたとともにイエスにある苦難と御国と忍耐とにあずかっている者であって、神のことばとイエスのあかしとのゆえに、パトモスという島にいた」⁽²¹⁾ という言説に見られるとおり、キリスト教の迫害を逃れパトモス島に行き着いたヨハネの像とも重なる。

あまりにも、あまりにも長い間
 天上の神々の栄誉は隠れたままである。
 すなわち神々は、ほとんど我々の指をとって
 我々を導かなければならず、一つの力が
 我々の心を屈辱的に引き裂くのだ。
 すなわち天上的なもののどれもが犠牲を要求するのであるが、
 一事がなおざりにされたとき、
 決して善きものはもたらされなかった。
 我々は母なる大地に仕えてきた、
 そして近頃では太陽の光に仕えてきた、
 無知のままに。
 しかし全てのものの上に君臨する
 父が最も愛することは、
 確固たる文字が
 手厚く守られ、持続するものがよく
 解明されることだ。ドイツの歌はそれに従う⁽²²⁾。

この最後の5行の詩句においても、ヘルダーリン独自の詩人論の一端を認めることができる。「確固たる文字」とは、第一に聖書における文字と解釈することが可能である。そしてその「確固たる文字」によって「父」という存在の実質、すなわち「持続するも

の」の本質が示されている。「持続する」という絶対的存在の内実に持続性を与えることばと同じ次元に属することばとして、ヘルダーリンは「とどまる」bleiben という語を詩『追想』Andenken の終わりで「しかしとどまるものを詩人は打ち建てる」Was bleibt aber, stiften die Dichter⁽²³⁾ という表現で用いている。ハイデガーは、『ヘルダーリンの詩作の本質』において、この句と関連させつつ「詩とは、ことばによる存在の建設」であるとし、詩人が、その本質的なことばで神々の名を呼ぶことによって、存在するものが始めてその本質を規定され、存在するものとして知られるに至ると述べている⁽²⁴⁾。この解釈からいえば、『パトモス』において述べられている「確固たる文字」による「持続するもの」の解明もことばによる神の存在の本質の規定となり、ほぼ詩人の作業とパラレルの関係にある。すなわち『パトモス』のこの終結部には、ヘルダーリンが抱く詩的営為の本質が集約されているといえることができる。

5. 結 論

ジョージ・スタイナーは、『ハイデガー』において、1916年から1927年のハイデガーの沈黙期に、「不安」概念等の思想的題材が、黙示録的知的風土において構築されたと主張する⁽²⁵⁾。第一次世界大戦前後のドイツ語圏の約10年間において、シュペングラーの『西洋の没落』（第一巻、1918年）等に見られるように、統一的世界像を提示しようとする大著が連続的に発表された背景には、黙示録的感覚が共通基盤としてあったというのがスタイナーの見解である⁽²⁶⁾。彼は、ドイツ語圏で発表されたこれらの一連の著作物が黙示録的性質を帯びているとの前提の上で、ハイデガーの『存在と時間』をその知的風土において書かれたものとしている。その後、ハイデガーは1930年代に一連のヘルダーリン講義を行うことになる。スタイナーは1935年のハイデガーの『技術への問い』において、技術がピュシスとポイエシス、すなわち自然と制作の連鎖を断ち切った悲劇的狀況を説明する際の締めくくりとして、『パトモス』の冒頭の句を引用している事実を指摘している⁽²⁷⁾。その他にもハイデガーが数々の著作において、繰り返し『パトモス』に言及している事実は、黙示録とヘルダーリン及び20世紀初頭のドイツ語圏思想世界との緊密な結びつきの証左といえよう。

これまで考察した通り、『パトモス』の構造および内容を規定する冒頭部と結部には、ヘルダーリン独自の詩人論が強く反映されている。乏しき時代に来るべき黄金時代を歌う詩人という自己の存在形態のこの終末論的な描かれ方もまた、ヘルダーリンと黙示録的傾向を帯びた20世紀前半のドイツ精神界との接点となる要素といえよう。ヘルダーリンという詩人を言い表す際の、トポスの表現である「詩人の詩人」Dichter der Dichter、すなわち詩人の存在の在り方を詩において描く詩人という標語が同時期にハ

イデガーによって掲げられたことはその象徴である。

この自己言及としての側面が『パトモス』を宗教的次元を超えて美的領域にまで高めている根本要素といえるが、これはヨハネの黙示録そのものにも当てはまる。この点について、ディーター・グッツェンは黙示録の文学的・美的側面を取り上げ、論を展開している。そこで彼は、ラッパや巻き物、鉢の「幻視」の巧みな構成・配置など、黙示録における様々な美的要素を挙げ、これらの美的側面を支える重要な要素として、ヨハネが自らの名を頻繁に挙げ、語り手としての役割を強調している点を指摘している⁽²⁸⁾。黙示録と『パトモス』は、この点において宗教の領域を超えて、いわば文学的、詩的次元で強く結びついているといえよう。

黙示録の美的受容は、18世紀のヘルダーにまでさかのぼることができるが⁽²⁹⁾、本稿の「序」においても言及した通り、その受容が宗教的伝統から開放され、真に創造的な展開をみせるようになるのは、19世紀後半からであり、殊に20世紀の初期表現主義の時期であるというのが主たる見解である。しかしそのあり方は、これまで述べてきたように、既に18世紀後半から19世紀初頭を活動期とするヘルダーリンの作品にも顕著に認められる。ヘルダーリンの詩作世界の根底には、敬虔主義的世界像の根幹を形成する黙示録的世界観が存在している。同時にその黙示録的世界像においては、詩を詩人の自己認識の場として展開する特質も認められる。この特質こそが、ドイツ語圏において約一世紀遅れて全面的に展開する黙示録的志向とヘルダーリンを結びつける要素であり、この点において『パトモス』を黙示録の創造的展開の先駆けと位置づけることが可能となるのである。

《註》

- (1) Klaus Vondung: Die Apokalypse in Deutschland. München 1988, S. 339.
- (2) Vgl. ebd., S. 66.
- (3) Jochen Schmidt: Hölderlins geschichtsphilosophische Hymnen >Friedensfeier< >Der Einzige< >Patmos<. Darmstadt 1988, S. 188.
- (4) Vgl. Schmidt, a.a.O., S. 189f.
- (5) 拙論「ヘルダーリンの『唯一者』における Vater 像」(『西日本ドイツ文学』第9号, 1997年, 1-11頁) 参照。
- (6) Hölderlin. Sämtliche Werke (Große Stuttgarter Ausgabe). Hrsg. v. Friedrich Beißner, Stuttgart 1946ff. (略記 StA) Bd. 2, S. 170. 引用部の翻訳については、『ヘルダーリン全集』(手塚富雄他訳, 河出書房新社, 1969年)を主に用い、適宜改訳を行っている。
- (7) Vgl. P. H. Gaskill: Meaning in History: 'Chiliasm' in Hölderlin's 'Patmos.'. In: Colloquia Germanica 11 (1978), S. 19-52.
- (8) Vgl. Schmidt, a.a.O.
- (9) Vgl. Sämtliche Werke und Briefe. Hrsg. v. Jochen Schmidt, 3 Bde., Deutscher Klassiker Verlag, Frankfurt a. M. 1992ff. (略記 SWB) Bd.1, S. 486.

- (10) 拙著、『ヘルダーリンにおける自然概念の変遷』（鳥影社，2015年），18頁。
- (11) Vgl. Priscilla A. Hayden-Roy: Zwischen Himmel und Erde: der junge Friedrich Hölderlin und der württembergische Pietismus. In: HJb 31, 2006/2007, S. 31-66. ハイデン・ロイの同論文において、ヘルダーリンの初期作品における敬虔主義の影響が詳細に論じられている。
- (12) Vgl. Vondung, a.a.O., S. 46f.
- (13) Vgl. ebd., S. 86.
- (14) ヘルダーリンとエーティンガーの関係については、ディーラウアーが詳細に論じている。Vgl. Walter Dierauer: Hölderlin und der spekulative Pietismus Württembergs: gemeinsame Anschauungshorizonte im Werk Oetingers und Hölderlins. Zürich 1986.
- (15) SWB 1, S. 843.
- (16) StA 2, S. 169f.
- (17) Vgl. SWB 1, S. 986f. 「エコノミー」の思想については、ハレの敬虔主義者、ヨアヒム・ランゲが『救済のエコノミー』Oeconomia Salutis (1728) において中心テーマとして論じている。その他にもベンゲルは『グノーモン』においてこの救済思想について頻繁に言及している。
- (18) Vgl. SWB 1, S. 972.
- (19) 拙著，上掲書参照。
- (20) StA 2, S. 166.
- (21) 『新約聖書』新改訳，日本聖書刊行会，1989年，437頁。
- (22) StA 2., S. 171f.
- (23) Ebd., S. 189.
- (24) M. ハイデガー，濱田侑子訳，『ヘルダーリンの詩作の解明』，創文社，1997年，55頁。
- (25) ジョージ・スタイナー，生松敬三訳『ハイデガー』，岩波現代選書，1980年，108頁。
- (26) 木田元『ハイデガーの思想』，岩波新書，1993年，54頁以下。木田氏は，この時代の著作が，予言的・ユートピア的であり，黙示録的というスタイナーの意見に着目し，自身の見解も含め，黙示録的とされる著作を以下のように列挙している。エルンスト・ブロッホ『ユートピアの精神』初版（1918年），オズワルト・シュペンゲラー『西洋の没落』第一巻（1918年），カール・バルト『ローマ書』注解初版（1919年），フランツ・ローゼンツヴァイク『救済の星』三巻（1921年），マルティン・ハイデガー『存在と時間』上巻（1927年），アドルフ・ヒトラー『わが闘争』二巻（1925，1927年）カール・クラウス『人類最後の日』（1919年），ルートウィッヒ・ウィトゲンシュタイン『論理哲学論考』（1922年），ジョルジュ・ルカーチ『歴史と階級意識』（1923年）。
- (27) ジョージ・スタイナー，上掲書，203頁。
- (28) Vgl. D. Gutzen: „Und ich sah den Himmel aufgetan [...]“ (Offb. 19, 11). Zur Poesie der Offenbarung des Johannes, in: G. Kaiser (Hg.): Poesie der Apokalypse. Würzburg 1991, S. 53f.
- (29) Vondung, a.a.O., S. 261.

「知」のボーダーレス化と歴史地理学

— グローバル経済史からの新発想 —

小木田 敏 彦

Academic Borderlessness and Historical Geography:

New Ideas Learned from Global Economic History

Toshihiko KOGITA

要 旨

日本経済史と開発経済学のボーダーレス化が進展し、地理学は孤立を深めている。「知」のボーダーレス化はグローバル経済史においても顕著であり、双方のボーダーレス化は「市場」か「企業（＝工場制）」かというマイクロ経済学的な問題意識を共有している。このため、経済成長において、西欧では「企業」が大きな役割を果たしたのに対して、日本は「市場」が大きな役割を果たしたという認識が共有されつつある。

「市場」を重視した場合、経済発展の初期段階で生じる種々の「市場の失敗」への対処方法に関心が向けられる。このため、日本経済史や開発経済学では「問屋制」や「共同体」の役割について再検討が行われている。以上の問題意識は広義の経済学にとどまらず、ソーシャル・キャピタル論や「信頼」に関する社会心理学的研究にも共有されており、今後さらなるボーダーレス化が進展するものと見込まれる。

以上の「知」の枠組みの変化の中で、歴史地理学が取り組むべき問題として、本稿では同業組合を取り上げた。そして、次のような観点から再検討が必要だとの提言を行った。江戸時代の「市場」は株仲間によって秩序が維持され、円滑に機能していた。しかし、鎖国を前提とした制度であったため、開港によって市場は無秩序化した。そして、新たな秩序を構築するために、産地別に全国で同業組合が設立された。

キーワード：工場制、問屋制、取引費用、同業組合、近代日本

はじめに — 問題の所在 —

21世紀に入って旧来の「知」の枠組を超えた領域横断的な研究が活発化している。地理学はこの変化に対応し得ているであろうか。かつて、「地域構造形成史」の立場に立つ経済地理学者の間から日本経済史とのボーダーレス化が叫ばれたこともあり、変化の予兆は感じていたはずである。しかし、日本経済史は開発経済学とのボーダーレス化

を選択した。そして、昨年、ついにポメラントの『大分岐 (great divergence)』の翻訳本が出版された。グローバル経済史という新たな「知」の枠組を提示した研究であって、日本経済史と世界経済史のボーダーレス化に拍車がかかることは明白である。したがって、一国史的な「地域構造形成史」には「知」の《開国》に備える覚悟が必要である。しかし、こうした変化に対して歴史地理学がとるべき具体的な対応策を議論する以前に、まずは「知」のボーダーレス化を促している根本的な要因を突き止める必要があるように思われる。グローバル経済史^①に関してもこのような観点から分析を進める。

「大分岐」は豊かな西欧と貧しいアジア・アフリカという西欧中心主義的な歴史観に修正を迫る画期的な概念である。生態環境的制約、つまり農地 (=食糧) と森林 (=エネルギー) に振り分ける土地による制約のために、インドや中国、日本の中心地と西欧の中心地とで生活水準に大きな違いはなかったが、1800年頃を分岐点として西欧がその制約から脱却することに成功し、生活水準に格差が生じたというのが概要である。そして、その後、東アジアでは日本のみがキャッチ・アップに成功した。日本人研究者にとって興味深いのは分析の枠組もさることながら、グローバル経済史における日本の近代化の位置づけである。たとえば、ポメラント&トピック (2013: 341-342) は急速な近代化を戦前の「日本の奇跡 (pre-1945 “Japanese miracle”)」と呼びつつ、「農産物や一次産品の輸出 (agricultural and raw material exports) を伸ばすことが工業化に結び付いたモデルケース (one of the best examples)」だと指摘している。したがって、「奇跡」とは奇跡的な急成長というよりもむしろ奇跡的な経路を意味している。

「農産物や一次産品の輸出」で特に注目しているのは「日本のシルク産業 (Japanese silk)」であり、『天然資源』というより軽工業品 (light industry product) に近い」という言い方をしていることから (ポメラント&トピック 2013: 343)、製糸業や羽二重などの絹織物業を指している。日本経済史にも在来工業を重視する考え方が古くからあるが、養蚕農家と力織機工場を一括りにする大胆さは斬新である^②。そして、後述するように、実は卓見でもある。他方で、アレン (2012) は日本の近代化をキャッチ・アップの問題として検討しつつも、やはりアメリカやドイツとは異なった経路であったことを強調している。ただし、こうした見方は全く新しいものではない。たとえば、衆知のように、すでにロストウ (1961) がイギリスやアメリカ、ドイツが「鉄道型離陸 (the railway take-off)」の経路を辿ったのに対して、日本やスウェーデンは輸出主導型の離陸経路を辿ったと指摘しているからである。

巨大な製鉄所や鉄道車両工場と比較すれば、たしかに力織機工場は養蚕農家と大差がないかも知れない。しかし、同時にグローバル経済史が「経済的成功は、財産権の保障、低い課税そして最小の政府があってこそ可能になる」(アレン 2012: 21-22) という考え方に否定的な点を考え合わせる必要がある。制度的分析に対するアンチ・テーゼとして、

石炭と蒸気機関が「大分岐」に果たした役割を重視する点にグローバル経済史の最大の特徴がある。したがって、経済学的に敷衍すれば、「市場 (the market)」よりも「企業 (the firm)」を重視する立場に立っていることがわかる。この場合の「市場」とは「交換を促進するために存在する制度 (institutions that exist to facilitate exchange)」であり、「交換取引を実行する費用 (the cost of carrying out exchange transactions) を減ずるために存在している」という認識が不可欠となる (コース 1992: 10)。

この観点に立てば、日本が西欧とは全く異なった近代化の経路を辿ったというグローバル経済史の見方が重要な意味を持つことになる。日本の近代化には「企業」よりも「市場」が大きな役割を果たしたことを示唆しているからである。興味深いことに、韓国・朝鮮史における植民地近代化論からも同様の見解が提示されている。経済成長の主要因として、1912年に朝鮮総督府が公布した「朝鮮民事令」によって財産権が確立したことを重視しているからである⁽³⁾。そして、ここで勘案しなければならないことは、「企業」よりも「市場」の方が大きな役割を果たしたという認識を共有することで開発経済学と日本経済史とのボーダーレス化が大きく進展を見せてきたという事実、およびアレン (2012) も速水祐次郎や大塚啓二郎といった日本の開発経済学者から大きな影響を受けているという事実⁽⁴⁾である。つまり、グローバル経済史と開発経済学は一見したところ分析の枠組が全く異なっているが、その根底において「市場」か「企業」という同じ「知」の地平に立っており、両者はまさに《コインの裏表》の関係にある。

以上のように考えると、「市場」か「企業」という新制度派経済学の問題が今後の新たな「知」の枠組において中核部分をなしていくように思われる。そして、日本の近代化に関しては「市場」に関する新しい「知」の枠組が必要となるのではないだろうか。一般には知られていないが、歴史地理学は今から半世紀も前に「市場」の重要性に注目していた。たとえば、千葉 (1966: 92) は「貨物の移動が実現するためには商取引が成立するという前提がなくてはならず、「これには信用・宣伝・金融などというファクターが介在する」と指摘している。そしてさらに次のように続けている。

「そもそも商取引には特定の職業的慣行があって、このルールにそむいた取引は存在しない。したがって、特別な、時には土地によって異なる売買慣行や取引組織が、商品ごとに存在しており、生産者と需要者とがこれに適応することによって、はじめて商品の大量移動がおこる」(千葉 1966: 92)。

ここで述べられているのは、まさに制度としての「市場」である。したがって、着眼そのものには高い先見性が認められる。しかし、歴史地理学には「市場」制度を分析する枠組がなかった。この点では経済地理学も同様であって、経済立地論では扱いきれない

ため、「偶然性があるとか、外部のものにうかがい難い慣習に左右されるなどの理由から、地理的条件としてはほとんど考慮されず、たまたま地理的習慣性などといった不得要領な言葉で片づけられ」てしまった（千葉 1966: 92）。しかし、今まさにこの問題に取り組む中で開発経済学と日本経済史のボーダーレス化が進展しているのである。そこで、本稿ではまず経済学的な分析概念についての教科書的な説明から始め、その後この問題の射程がさらに政治学や社会学にまで広まりつつあることを明らかにする。

I 制度としての「市場」の概念

1. 新制度派経済学の観点から見た蒸気機関の歴史的意義

新古典派経済学では、市場メカニズムが健全に機能すれば最適な資源配分が行われるという考え方が大前提になっている。ただし、市場メカニズムが誤作動を起こし、最適な資源配分が実現しない場合もある。この誤作動は「市場の失敗（market failure）」と呼ばれる。誤作動が生じる要因についての説明は後回しにして、ここでまず取り上げたいのは一概に成功とも失敗とも名状しがたい問題であって、「価格メカニズムを利用するための費用が存在する」（コース 1992: 44）という問題である。このよく知られた例が、賃機における盗糸の悪弊である。たとえば、桐生・足利地方では賃機が発達していたが、賃機には「原料糸を窃取し又は質入する等の弊害」（群馬県内務部 1904: 62）があった。盗糸による損失や盗糸を防止するための監視に要する労力は、織元が農村部の賃機労働市場を利用するために負担しなければならない費用であった。

こうした「市場利用の費用（marketing costs）」の負担が、「企業」（＝工場）を誕生させるインセンティブとなる。賃機業者が監視の眼を盗みやすかったのは生産拠点が分散していたからであって、労働者を集中作業場（＝工場）に集めれば監視は容易になるからだ。しかし、工場制への転換により「生産要素を最も有効に利用し損なうことがある」（コース 1992: 48）。たとえば、織元は「市況の振否と機業家の都合に因り事業を伸縮するの自由」（群馬県内務部 1904: 62）を失うことになる。生産規模を拡大するためには労働者を育成しなければならず、このため不況期であろうと機業家は労働者を簡単に解雇することができなかったのである。ここから、「資源の浪費にもとづく損失（the loss through the waste of resources）」と「市場利用の費用」が等しくなる点に「企業」の規模が定まるという理論的展望が得られる。そして、注目すべきはコース（1992）がこの理論的展望の中で経済立地論を批判的に検討していることである。

「資源の浪費にもとづく損失」は「他の企業家による組織化の費用（the costs of organizing by another entrepreneur）」とも言い換えられる⁶⁾。簡単に言えば「組織化の費用」とは工場経営に必要な費用である。そして、コース（1992: 64）は「立地（loca-

tion) は、組織化のための費用に影響する諸要因のなかの1つにすぎない」と指摘する。ウェーバーの工業立地論に則して説明すれば、たしかに石炭の輸送費は「組織化のための費用」の大きな要因だったかも知れないが、「市場利用の費用」を無視してはならないということである。そして、この前提になっているのが「ほとんどの発明が、組織化の費用と、価格メカニズムを利用する費用との、両方を変える」(コース 1992: 62) という認識である。つまり、熱効率に優れた蒸気機関が双方の費用に与えた影響こそが本質的な問題だということである。この問題は歴史の見方とも大きく関係する。

蒸気機関の歴史的意義に関して、アレン (2012: 50) は「1840年代になってやっと蒸気機関の燃料消費量が低下しより安価な動力となった」結果、様々な産業で「動力源としての蒸気力の利用は拡大し続けた」と指摘している。そして、その後の技術変化も「労働者1人あたり資本量を増加させることにより労働者1人あたり生産量を以前の水準より高められるような変化」であったと述べている(アレン 2012: 63-64)。要するに、資本規模は拡大の一途を辿ったということである。これに対して、まずコース (1992: 63) は「1846年以降に動力機械(power machinery)が導入され」た結果、「家内工業制(the domestic system)」から「工場制(the factory system)」への移行が進展した⁽⁶⁾と指摘している。明言されていないものの年代が符合していることから、この「動力」は明らかに蒸気機関を指しており、蒸気機関の熱エネルギー効率が劇的に向上し、燃費が飛躍的に改善されたため、「市場利用の費用」よりも「組織化のための費用」の方が安価になったと解釈しているのである。

このように、グローバル経済史が「家内工業制」、つまり賃機に代表される問屋制から、工場制への移行を不可逆的な変化と考えているのに対して、コース (1992: 63) は代替動力が発明され、「組織化のための費用」よりも「市場利用の費用」の方が安価になれば、工場制から問屋制へ移行することもあり得ると考えている。この問題に関して、杉浦 (1988) は福井羽二重産業を例に電力網の普及によって蒸気機関から電動機への代替が進展したことを明らかにしている。その理由は市場を利用することで動力費を削減するためであった。この点では完全にコース (1992) に軍配が上がる。しかし、ここで歴史解釈上の重大問題が生じる。つまり、力織機化によって問屋制から工場制へと移行したと見るべきか、依然として「家内工業制」の段階にあったと見るべきかである。経済学的に敷衍すれば、問屋制から工場制への移行は「市場」よりも「企業」の役割が大きくなったことを意味する。このように考えると、養蚕農家と力織機工場を一括りにするグローバル経済史の見解が実はまさに慧眼であったことがわかる⁽⁷⁾。

問屋制と工場制はオルタナティブな関係にあると考えられてきた。しかし、この発想はグローバル経済史と同じ地平に立ったものであって、アレン (2012) の言葉を借用すれば問屋制が「低賃金経済(low-wage economy)」における生産形態、工場制が「高

賃金経済 (high-wage economy)」における生産形態だということになる。そして、あたかも工場制は力織機化によって成立するかのように考えられ、力織機化の要因に関しても賃金削減効果が殊更に強調されてきた。しかし、グローバル経済史の立場からすれば、「低賃金経済」の日本に「高賃金経済」の歴史モデルを被せるのは《ちんちくりん》な歴史解釈でしかないのではなかろうか⁸⁾。実際、拙稿(2000)で指摘したように、福井羽二重産業では力織機化に並行して賃機も急速な拡大を見せている。したがって、今改めて力織機化の歴史的意義が問われようとしていると言える。あくまで個人的見解ではあるが、地理学的に敷衍すれば、問屋制は生産拠点が分散しているのに対して、工場制は生産拠点が集中しているはずである。したがって、力織機の空間的な分散過程を問屋制から工場制の移行過程と見なすのは自己撞着であるように思われる。

2. 開発経済学と日本経済史のボーダーレス化

市場の役割を解明するには、種々の規制に注目することが重要となる。たとえば、規制は独占力の行使であり競争を制限する目的があるとする従来のパラダイムに対して、コース(1992: 11)は「完全競争に近いものが存在しうるには、通常、入り組んだ規則や規制の体系(an intricate system of rules and regulations)が必要であり、これらの規制は、取引費用(transaction costs)を削減し、それにより取引量(the volume of trade)を増加させるために存在している」と指摘している⁹⁾。そして、この規制の源泉として現在注目を集めているのが「共同体(community)」である。たとえば、「共同体」を市場とを相反する制度だとする従来のパラダイムに対して、速水(2006: 15)は逆に「市場へのアクセスの改善を通じ、共同体が途上国の農家の生活水準向上に果たす役割を明らかにする」必要を訴えている。

その役割の中で最も注目しているのが「共同体にはフリーライダーの出現を抑止する力があるということである」(速水 2006: 18)。「フリーライダー」とは他人に不利益を与えることを厭わずただ自分の利益を追求する経済学上の人間像であって、盗糸を行う賃機業者はこの例に該当する。したがって、「フリーライダー」が登場すれば取引費用が発生し、市場の効率性は低下する。しかし、その抑制に規制や共同体が大きな役割を果たすのではないかと考えられているのである。開発経済学と日本経済史のボーダーレス化は双方がこうした同じ問題意識を共有したことで始まっている。たとえば、問屋制を工場制に対して遅れた生産組織とする従来のパラダイムに対して、中林(2003)は桐生地方を例に効率性という観点から問屋制の優位性を論証しようと試みている。

効率性における問屋制の優位性とは、市場の効率性に他ならない。したがって、問屋制の優位性はどのようにして盗糸を阻止するか、あるいはルールを守らせるかにかかっているとされる。この問題に関して、中林(2003: 44)は「織元の監視の不備から生ず

る機会主義的な行動の結果としての『不正』は、取引関係が永続的であれば回避できる」と指摘する。これは不正を働いた場合に織元は2度と取引に応じないという暗黙のルールが存在が前提となっている。この場合、不正を繰り返せば市場から完全に締め出されるため、不正を働かない方が大きな利益となる。問屋制の優位性に関しては別の解釈もある。たとえば、谷本（1998）は取引関係の地理的近接性を高め、同業組合が取締を実施する⁽¹⁰⁾ ことによって「フリーライダー」を抑止し得ると指摘している。この解釈においても、市場を効率化する上で、規制や「共同体」の役割は大きいとされている。

開発経済学は市場の効率性という観点から産業集積論をも展開している。たとえば、園部・大塚（2004）の内生的産業発展モデルは、産業集積を始発期・量的拡大期・質的向上期に段階区分して論じる点をひとつの特徴としている。始発期とは創業者の親方の下で技術を習得した労働者が独立して起業する段階であり、量的拡大期とは独立した親方から労働者がネズミ算式に独立して起業する段階である。同業者の増大に伴って価格競争が激化し、利潤率が低下するため、「製品の質の向上に努力するのが合理的な行動」（園部・大塚 2004: 254）になることで質的向上期の段階に突入する。しかし、より注目すべきは、園部・大塚（2004: 250）が「産業発展というダイナミックに変化する環境の中では『市場の失敗』が起りやすいという認識と、産業集積のようなシステムこそ市場を市場らしく機能させているという認識」の重要性を強調している点であろう。

問題は量的拡大期から質的向上期への移行過程である。「部品産業や商業活動が活発になり、下請けの活用や直接販売のネットワークの構築のような『新結合=革新』の機会」を利用して、①「多くの技術者を雇用し」、②「製品の質が高いことを消費者に知らせ」、③「品質の高まった製品を安く大量に生産」しなければならないからである（園部・大塚 2004: 254-255）。移行にはイノベーションの問題も含まれるのだが、その中に②の側面も含まれている点が経済地理学との最大の違いである。イノベーション②に関して、園部・大塚（2004: 255）は「製品の検査を厳格化し、ブランドを確立し、市場取引に代わって直接販売の比重を高めなければならない」と指摘している。この点が重要な理由として、園部・大塚（2004: 17）は「買い手と売り手のあいだの情報の非対称性は取引の最大の障害となる」のだが、「途上国では品質保証などの制度が未発達であるため、この種の取引費用は一般に高い」ことをあげている⁽¹¹⁾。いわゆる「レモン市場（the market for lemons）」の問題であるが、詳細は後述する。

では品質保証制度が充実した先進国ではどうなるのであろうか。この問題に関して、ピオリ&セープル（1993: 43）は「地域生産共同体（municipalism）」の特徴として「粗悪品をその地域の商標（the local trademark）を使って販売することの禁止、あるいは、賃金カットや破壊的な価格競争を排除する賃金安定システムの監視によって行われる競争の統制」をあげている。たとえば、福井羽二重産業では等級検査を実施し、品

質の等級を一等「松印」、二等「竹印」、三等「梅印」の証票によって明示していた。この証票の役割に関して、川俣絹織物同業組合（1910: 94）は市場で「益々信用を博し取引上便利を得たること不尠のみならず織工奨励上大に効力を及ぼし」と評している。つまり、証票によって取引費用が軽減されたのである。福井県絹織物同業組合は準則組合時代の1892（明治25）年から等級検査制度を導入しており、1890（明治30）年の重要輸出品同業組合法制定⁽¹²⁾に先立っていた。

したがって、今後、同業組合を共同体と同列に見なす従来のパラダイムに対して、「交換を促進する社会的諸制度（the social institutions which facilitate exchange）」（コース1992: 10）のひとつであるとする批判が高まっていくものと予想される。たとえば、園部・大塚（2004: 19）は「組合の機能についての詳しい説明はない」と断りつつ⁽¹³⁾も、第3のイタリアだけではなくパキスタンの医療器具やブラジルの靴でも「組合が製品の質を向上させるうえで重要な働きをしている」と指摘する研究があることを紹介している。したがって、同業組合を無視しているわけではなく、現時点では一般化できるだけの研究蓄積がないということであろう。この意味で先見性に富んだ地理学研究を紹介しておこう。たとえば、野原（1996: 7）は『『市場の原理』を取り入れて成長した協同組合が、『市場の失敗』を克服できるとすれば、市場への適応力を保ちつつ『協同の原理』を強めることによってでなければならない』と主張している。あくまで運動論ではあるが、歴史研究にも有効な見方であると言える。

インドネシアのジャワ高地における野菜栽培の事例から、速水（2004: 36）は政府主導で導入された協同組合が失敗に終わったことを教訓として、「政府が市場のインセンティブを歪めないこと」の重要性を強調している。まさに「共同体」が有する「協同の原理」が市場を効率化させるのである。以上で概観したように、分析の枠組を共有しているからこそ開発経済学と日本経済史のボーダーレス化が進展し得たことは明らかであろう。たしかにイデオロギー的な問題はあるが、開発経済学も日本経済史も広義の経済学であるから、分析の枠組を共有することは比較的容易である。しかし、次章ではパトナム（2001）の「ソーシャル・キャピタル（social capital）」論を中心として、同様の分析の枠組が経済学以外の分野にも拡大していることを紹介してみたい。

II 「知」のボーダーレス化の広がり

1. ソーシャル・キャピタルと2つの社会的均衡

共同体の何にフリーライダーの出現を抑止する力があるのだろうか。この問題に関して、速水（2004: 16）は「初期的な段階における市場発展にとって主な障害は、契約履行を強制できるメカニズムが存在しないことであるが、共同体に基づいた信頼や協力は

この問題を緩和する役割を果たし、市場の発展に貢献しうる」と指摘している。ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）とは、この「共同体に基づいた信頼や協力」を指す用語である。相手を裏切ろうとする誘因が生まれるのは「相手が望むような行動をとるとは信用できない（the absence of a credible mutual commitment）」からである（パットナム 2001: 202）。このため、パットナム（2001: 207）も「社会資本を、相当に蓄積してきた共同体（a community that has inherited a substantial stock of social capital）」では「自発的な協力（voluntary cooperation）がとられやすい」ため、「集合行為のジレンマ（dilemmas of collective action）」を克服できると指摘している。

注目すべきは、速水（2004）もパットナム（2001）もゲーム理論を分析の枠組としているということである。たとえば、速水（2004）は「エージェンシー問題（agency problem）」などの枠組を用いて取引契約の履行について検討している。これに対して、パットナム（2001: 201-202）も「集合行為のジレンマ」の具体的として「囚人のジレンマ（the prisoners' dilemma）」や「共有地の悲劇（the tragedy of the commons）」などのゲームをあげている。ここでは一例として「エージェンシー問題」を取り上げることにする。このゲームでは「依頼人（principal）」と「代理人（agent）」の利害が一致しないことから「怠業（slack）」への誘因が働く点に焦点が当てられる。たとえば、経営者と労働者は「依頼人」と「代理人」の関係にあり、経営者にとっては低賃金、労働者にとっては高賃金が利益となる。典型が前述の賃機である。したがって、低賃金で働かせる場合、契約を遵守させるために労働者を監視する費用が発生する。

「エージェンシー問題」はテイラー主義的な「科学的管理法（scientific management）」の本質を理解する上で重要である。たとえば、テイラー（2009: 11）は「ほとんどの人は、『雇用主と働き手の利害が対立するのは避けられない』と思いついでいる。これとは対照的に、科学的管理法は、『雇用主と働き手の利害は、最終的には一致する』という揺るぎない信念をよりどころとしている」と述べている。つまり、「科学的管理法」の本質は「エージェンシー問題」を解決することにあるということである。インドネシアのジャワ高地における野菜栽培の事例では、「依頼人」の広域集荷人が「代理人」の農家に暗黙の合意による利子で長期的な信用供与を行っており、速水（2004: 33）は「このような貸付契約はパレート改善的であり、集荷人と農家の双方に利益を生むものである」と指摘している⁽¹⁴⁾。つまり、双方の利害が一致しているのである。

囚人のジレンマや共有地の悲劇、レモン市場も市場の失敗が生じるメカニズムを説明し得るモデルである。こうしたゲームが市場分析に有効なのは、実際の市場には先験的に予見し得ない失敗例が数多く存在するからである。そして、様々なゲームが用いられるのも誤作動のメカニズムが多様だからである。取引費用の問題に関して、コース（1992: 71）は「われわれは、市場で取引を行うための費用（the cost of conduction

transactions on the market) や、それが何に依存しているのか (what they depend on) について、ほとんど知らない」と述べている。このように取引費用の発生を先験的には予見し得ない点にこそ、歴史的な制度分析の存在意義がある。しかし、この指摘を十分に咀嚼し得ている研究は稀であるように思われる。たとえば、園部・大塚 (2004: 16) は「北イタリアの産地的発展を記述した著作は多いが分析的な研究は少ない」と述べている⁽¹⁵⁾ が、恐らくはこの問題と関係しているように思われる。

ここで重要なのは、インドネシアのジャワ高地における野菜栽培の事例において、実は取引費用がほとんど生じていないということである。言い換えれば、効率的な市場において取引費用は「眼に映ずる景色の特性」(辻村 1937: 1) ではないのである。速水 (2004) はエージェンシー理論を問題発見的な枠組みとして用いることで、エージェンシー問題を克服し得た理由を探し当てることに成功したのである。この分析的な思考の背後には、恐らく過去に観察してきた数々の失敗例との比較検討があったのではないかと推察される⁽¹⁶⁾。この点では地理学者以上に地理学的なアプローチであると言い得る。実はパットナム (2001) も南北イタリアの比較検討から「2つの社会的均衡 (two social equilibria)」という概念を導き出している。簡単に説明すれば、まず北イタリアでは「市民的積極参加のネットワーク (network of civic engagement)」が形成され、社会に「互酬性の規範 (norms of reciprocity)」が浸透した。つまり、水平的な社会的ネットワークが広く張り巡らされ、ギブ・アンド・テイクが共通ルールとなった。そして、このルールによって市場メカニズムが円滑に機能し得た。

これに対して、南イタリアでは「恩顧=庇護主義的關係 (patron-client relationship)」が広範に形成され、社会的秩序は「第三者による強制執行 (third-party enforcement)」によって「集合行為のジレンマ」の発生を抑制することで維持される (パットナム 2001: 203)。そして、パットナム (2001: 222) は広く張り巡らされた「親分—子分」関係によって社会的秩序が維持されている状態を「ホブズの均衡 (Hobbesian equilibrium)」と呼んでいる。ただし、「親分—子分」関係が弛緩し、社会的均衡が崩れると「変節、不信、怠業、搾取、孤立、無秩序、停滞が、悪循環の抑圧的な腐敗の雰囲気の中かで相互に強化し合う」(パットナム 2001: 222)。この結果、「『決して協力しない』戦略 (the strategy of “never cooperate”)」(パットナム 2001: 221) が合理的な生き残り戦略となり、要するに《弱肉強食》が共通ルールとなり得る。

歴史的に見て「ホブズの均衡」は江戸期の株仲間による相互監視と相互規制に典型的に見られる。たとえば、岡崎 (1999: 149-153) は、桐生における「集合行為のジレンマ」が、株仲間による「多角的懲罰戦略 (multiple punishment strategy)」によって抑制されていたと指摘している。簡単に言えば、裏切り者に対して集団で制裁を加えるというルールである。したがって、前述した問屋制の優位性も「ホブズ的均衡」と

解釈することができる。株仲間に関しては、明治期の同業組合との関係性が議論の争点となってきた。その詳細については割愛するが、連続性を重視するにせよ断続性を重視するにせよ、市場の効率性と「2つの社会的均衡」という観点が有効となるように思われる。つまり、市場の失敗を「市民的積極参加のネットワーク」と「第三者による強制執行」のどちらで克服しようとしたのかという観点である。

2. 「安心社会」と「信頼社会」—— ソーシャル・キャピタル論の新地平 ——

経済学者が集合行為のジレンマと呼ぶものを、社会学者は「社会的ジレンマ (social dilemma)」と呼ぶ。ともに各個人が合理的な選択を行った結果、社会的選択として非合理的な帰結をもたらされる状況を指す。もし「埋め込み (embeddedness)」, つまり市場は社会に埋め込まれているという命題が正しければ、共同体は市場の失敗を克服するだけでなく、惹き起こしを避けるはずである。ただし、経済学が個人の合理的な行動に焦点を当てるのに対して、社会学はジレンマを回避する社会的英知を問題にする。たとえば、前述のエージェンシー問題において、依頼人は代理人から不利益を被る可能性があった。山岸 (1998) はこの可能性のことを「社会的不確実性」と呼んでいる。「社会的不確実性」が大きい場合、桐生の賃機に見られるように人間は限られた相手と長期的な関係を結ぶことでリスクを削減しようとする傾向がある。そして、山岸 (1998) はこのようにして形成される人間関係を「コミットメント関係」と呼んでいる。

山岸 (1998: 64-66) は「コミットメント関係」を2つにわけ、感情に基づく関係を「恋人型」、打算に基づく関係を「やくざ型」と呼んでいる。このうち、「社会的不確実性」により形成されるのは「やくざ型コミットメント関係」である。そして、注目すべきことに、山岸 (1998) は「社会的不確実性」の典型として、前述のレモン市場をあげている。一般にレモン市場とは買い手が品質を識別できない財を取引する市場を指す。「レモン」とはポンコツの中古車に対するアメリカの俗語であって、要するに粗悪品市場である。買い手に品質の良し悪しはわからないため、売り手は粗悪品を不当に高値で販売することも可能である。すなわち「社会的不確実性」が高い取引となる。このため、市場が信用や信頼を失墜すると取引そのものが成り立たなくなる場合もある。具体的にあげられているのは東南アジアにおける生ゴムの取引市場である。

「生ゴムの原料は工場で処理されて製品になるまでその品質がわからない」ので、「いくら目の肥えた仲買人でも」「生産者から粗悪品を売りつけられる可能性がつけまどっている」(山岸 1998: 77)。このため、生ゴム取引は「社会的不確実性を低減させるため」に、「時には親・子・孫と続く、同じ農場主の家族と仲買人の家族とのコミットメント関係を通して行われる」(山岸 1998: 77)。レモン市場とは好対照をなす例、つまりオープンな市場で不特定の相手と取引が行われる例⁽¹⁷⁾として米市場が対比されて

いる。「米の品質はその場でただちに確認できるので、仲買人が生産者から粗悪品を売りつけられる危険性はない」（山岸 1998: 77）。このように「社会的不確実性」が小さいために、「米の取り引きの場合には、コミットメント関係が存在しないせり市場で、一番有利な条件を提示する相手と行われることになる」（山岸 1998: 77）。

問題は「やくざ型コミットメント関係」がホップズの均衡にあることである。「社会的不確実性」を低減させることで得られるのは「安心 (assurance)」であって「信頼 (trust)」ではない（山岸 1998: 37-40）。つまり、多角的懲罰戦略のために相手が裏切らないと「安心」しているだけで、相手の人格を「信頼」しているわけではないのである。そして、山岸（1998）はホップズの均衡にある社会を「安心社会」と呼んでいる。生ゴム取引の例にあるように、「やくざ型コミットメント関係」は取引費用の軽減に効果的である。しかし、新しい相手との取引で得られる「機会費用 (opportunity cost)」をも考慮する必要がある⁽¹⁸⁾。山岸（1998: 80-83）が指摘するように、「機会費用」が大きい状況では、その関係を解消した方が得策だからである。ただし、この場合、信頼できる相手と信頼できない相手を自分の眼で見極めなければならなくなる⁽¹⁹⁾。

このように「信頼」による社会的ネットワークを基盤とする社会を、山岸（1998）は「信頼社会」と呼び、現代の日本が「安心社会」から「信頼社会」への転換期にある⁽²⁰⁾と主張している。そして、別著において、この転換に失敗したために、没落せざるを得なかった例として、かつて地中海貿易を支配していたマグレブ商人をあげている（山岸 2008: 214-220）。マグレブ商人は多角的懲罰戦略によって遠隔地交易における取引費用を軽減することに成功した⁽²¹⁾。しかし、ジェノア商人に覇権を譲らざるを得なかった。この背景には北イタリアの都市国家に見られた「信用制度 (credit)」の発達があった。パットナム（2001: 155）はその特徴を「個々の貯蓄家と自主独立の投資家が効率よく結び付けられる (efficient intermediation between individual savers and independent investors)」画期的な方法」と要約し、その開発を「人類史上最も偉大な経済革命の一つ」と絶賛している。まさに「信頼社会」が生んだイノベーションだったのである。

前述のように、江戸期の株仲間はマグレブ商人と同様に多角的懲罰戦略をとっていた。したがって、ここで幕末開港を「安心社会」から「信頼社会」への転換点と捉えることができるように思われる⁽²²⁾。養蚕農家や製糸業者、絹織物業者にとって、海外市場での取引というビジネス・チャンスが拡大することで、大きな「機会費用」が生じていたからである。事実、開港によって株仲間は円滑に機能しなくなり、1872（明治 5）年に廃止になった。そして、株仲間に代わって新たな取引ルールを取り決める役割を担ったのが同業組合であった⁽²³⁾。体系だった制度としての同業組合は、前述の重要輸出品同業組合法の制定に始まった⁽²⁴⁾。そして、1900（明治 33）年の重要物産同業組合法によって輸産業以外にも拡張適用されることになった。したがって、日清戦後経営における「戦略

的産業政策 (targeted industrial policy)」（アレン 2012）でも輸出部門が最優先になっていたことがわかる。グローバル経済史からの問題提起によって、改めてこのことの重要性が再確認されたと言うことができるように思われる。

おわりに — 「知」の地政学のすすめ —

本稿ではまずグローバル経済史を経済学的に敷衍し、西欧の経済成長には「市場」よりも「企業」が大きな役割を果たしているのに対して、日本の経済成長には「企業」よりも「市場」が大きな役割を果たしているとする展望を得た。そこで、まずこの観点から力織機化を問屋制から工場制への移行と把握する従来の考え方に対して疑問を呈した。ただし、初期段階の市場は頻繁に誤作動を起こすことが知られており、どのようにして市場の失敗を克服していったのかが争点となる。そして、この共通認識の下で開発経済学と日本経済史のボーダーレス化が進展してきた。そこで、具体的な変化として問屋制の効率性、共同体によるフリーライダーの出現の抑止、品質改善に対する同業組合の役割といった問題が取り扱われるようになってきていることを指摘した。以上のような問題が地域分析に不可欠であるということに、半世紀前の歴史地理学は気づいていた。

市場の失敗を分析する枠組みとして、ゲーム理論が広く用いられている。そして、同じ手法が政治学や社会学の分野でも用いられ、市場の失敗に関する研究の裾野が広がっている。政治学者のパットナムは信頼や協力というソーシャル・キャピタルがゲーム的状况を克服するのに効果があると指摘している。しかし、同時に「親分—子分」関係によってゲーム的状况を克服する社会についても言及している。社会心理学者の山岸俊男は前者を「信頼社会」、後者を「安心社会」と呼び、後者から前者への移行について検討している。「安心社会」は多角的懲罰戦略によってフリーライダーの出現を抑制する点に特徴があり、その典型が江戸期の株仲間であった。株仲間は幕末開港によって円滑に機能しなくなり、明治維新の過程で廃止された。そして、取引ルール不在の中で同業組合が組織され、新たな取引ルールが取り決められていった。以上の変化は幕末開港による「安心社会」から「信頼社会」への転換と把握することができる。

同業組合は自主管理によって粗製濫造を防止するため、つまり品質管理のための組織であって、レモン市場のモデルが強力な分析の道具になり得る。同業組合は産地ブランドや産地偽造といった問題の原点とも言えるのが、地理学では依然として進歩を阻害する疑似的な共同体という見方が支配的であるように思われる。ただし、橋野（2007: 13）が「本書では同業組合そのものを分析の対象としていない」と述べていることに象徴されるように、日本経済史においても革新はまだ先のことのようであって、歴史地理学が大きく水を開けられているわけではないようである。だからといって、ここに歴史地理

学の進むべき道があるなどと言うつもりはないが、今後に様々な分野の草刈り場になることが十分に予測されるという注意だけは喚起しておきたい。現在、制度としての市場という共通認識の下で「知」のボーダーレス化が急速に進展しつつある以上、「経済学帝国主義 (economic imperialism)」だと騒ぎ立てるだけではなく、歴史地理学にも「知」の地政学を探究するしたたかさが求められていると言えはしまいか。

《注》

- (1) グローバル経済史は、次に述べる「大分岐」の問題とともに、後発国はどのようにしてキャッチ・アップを果たし得たのかという問題を提起した。ポメラantzは『大分岐 (great divergence)』で日本の近代化を扱っていないので、本稿ではポメラantz & トピック (2013) とアレン (2012) に注目する。
- (2) 器械製糸は例外であって、グローバル経済史と認識が一致している。たとえば、古島 (1966: 377) は「器械製糸機は機械ではない」ので、「製糸工場は工場制手工業であり、手取座繰製糸の伝統の上に立つ伝統的手工業が、1ヵ所に多数の賃労働者を集め、後に煮繭過程を分離した分業にもとづく協業の形態である」と結論づけている。
- (3) 「朝鮮民事令」は日本の近代的な民法を移植したものであって、李 (2009: 100-101) は「所有権絶対の原則」と「契約自由の原則」が確立したことで、日本との市場統合が実現したと指摘している。また、李 (2009: 62-65) は李氏朝鮮末期の生態環境の制約についても指摘しており、市場統合によってこの制約から脱却し得たことを示唆している。
- (4) 開発経済学からの影響は、日本の近代化に「適正技術 (appropriate technology)」が大きな役割を果たしたと考えている点に明瞭である。
- (5) 市場利用者から見れば、「資源の浪費にもとづく損失」を負担するのは「他の企業家」になる。この言い換えは「組織化」される生産要素を労働力のみ単純化するとわかりやすい。具体的には賃機 (=問屋制) か工場制手工業 (マニュファクチュア) かである。
- (6) アレン (2012) に問屋制から工場制の移行に関する言及はなく、水力から蒸気機関への代替があったとだけ述べているに過ぎない。
- (7) 資料的な裏づけもある。たとえば、福島県伊達郡川俣町の力織機工場に関しては「工場組織トイフモ住宅以外ニ工場ヲ有」する者は「其数甚ダ少ク其他ハ工場トイヘドモ住宅内ニ設ケラレタル作業場体ノモノニテ或ハ之ヲ家内工業トイフノ妥当ナルヤモ知レ」(日本銀行調査局 1915: 30-31) ないという記述がある。
- (8) 問屋制と工場制がオルタナティブな関係になかったのではない。ただし、この問題に関しては、工場制にも「市場利用の費用」が発生したという認識が重要となるように思われる。たとえば、福井県南条郡武生町のある機業家は「当地一般手織にして動力を用ゐず之れ出し機織の爲めなり」と述べている (川俣絹織物同業組合 1910: 104)。たしかに「出し機織」は問屋制を指しているが、電力供給区域外であるため、「動力」に電動機が含まれていないことを考慮する必要がある。工場制では「其附近在住者を除き数年来養ひ来りたる熟練の工女も結婚後は多くは他に転じ又は県外に散逸するを以て大部分は常に新に之れを補充するを要」し、「工場を去りしものは之れに要せし養成費と労力の全く機業家全体の損失となる」のに対して、問屋制は「結婚又は育児等の爲めに其業を捨つるもの稀」であった (川俣絹織物同業組合 1910: 87)。つまり、工場制と問屋制は別々の労働市場に立脚しており、ここでは双方の「市場利用の費用」が比較されている。
- (9) 完全競争にはいくつかの条件があり、規制や規則なしに、通常の市場取引でそのすべてが

- 満たされることはまずない。たとえば、条件のひとつに後述する完全情報があるが、この条件が欠けただけで取引市場そのものが崩壊する可能性がある。
- (10) この点で伊勢崎織物同業組合は模範的な存在であり、同業組合が市場取引全般を末端のレベルまで監視していた。「賃織業者モ必ず其組合員トナリ、組合規程ニ従フベキモノト」する考え方に立ち、「同業組合ハ賃機通帳ヲ発行シテ」組合員証とし、賃機通帳に「元機屋ト原料糸、織物及織質ノ受授一切之ヲ記入シテ取引ヲ為サシメ」て取引を監視し、違反者には違約金を課した（高等商業学校 1901: 245）。
- (11) あくまで経済学的な分析的思考に基づいており、市場の失敗が原因で取引市場に粗悪品が氾濫しているというのが基本的な認識である。後述するように、取引費用は先験的に予見し得ない場合が多く、この点を理解せずにイノベーション②をある種のパターンや顕著な傾向と読み違えてはならない。これはあくまで暫定的な展望である。
- (12) 法案提出時の演説の中で、速水堅曹は「農商務省其他前田正名君あたりが心配されて組合法が提出された、若し夫が整ふたならば今日斯業の為に宜いことゝ思つて、毎日待つて居りました」と語っている（速水 2014: 203）。速水堅曹は日本初の器械製糸場である前橋製糸場や日本初の株式会社である二本松製糸場の設立に大きく貢献し、富岡製糸場長をも務めるなど、常に製糸業の近代化の先頭に立ってきた。また、前田正名は『興業意見』を編纂するなど、在来産業の育成による殖産振興を精力的に展開しており、両者とも商権回復による輸出振興策の中核を担っていた。
- (13) 恐らく同業組合の証票が「益々信用を博し取引上便利を得た」といった記述的な説明ばかりで、どこに市場の失敗の原因があり、どのように克服したのかに関する詳細な分析がなされていない状況ではないかと推察される。なお、後段で第3のイタリアに関する先行研究への評価を再び紹介する。
- (14) 「パレート改善 (Pareto improvement)」とは、簡単に言えば相手に不利益を与えることなく、自らの利益を増大させることである。
- (15) 前述のように、第3のイタリアに関しては同業組合が産地の品質向上に大きく貢献したという「記述」は多く見られ、実はバットナム (2001) もこの部類に入る。しかし、速水 (2004) のような明晰な経済分析はほぼ皆無だという意味であると理解できる。また、この問題意識を歴史分析に向ければ、力織機化によって工場制が成立したという「記述」は明晰な経済分析とは似て非なるものであるということになる。
- (16) 政府主導で推進された協同組合運動に関しては明示的に比較がなされている。同業組合や産業組合の役割に関しては否定的な研究も多いが、速水 (2004) が市場の失敗を克服し得なかった理由についても明晰な経済分析を怠っていない点を見做うべきだろう。市場の失敗が生じている場合、取引費用は「眼に映ずる景色の特性」となるのだから、分析はむしろ容易なのではないだろうか。
- (17) 以上の全く好対照な取引が羽二重にも見られた。精練によって化学的処理を加える前の「生絹」は品質鑑定が困難であったのに対して、処理後の「練絹」は品質鑑定が容易であった（小木田 2009）。桐生・足利地方では生絹取引だったために不正取引が蔓延したのに対して、福井・石川両県では練絹取引を導入し、かつ練絹に等級検査を行っていた。このため、市場における信頼度に格段の違いが生まれたのである。
- (18) 外的要因だけが問題なのではない。たとえば、バットナム (2001: 219) は「侵略あるいは革命的な変化のないところでは、どのような社会でも特殊利害集団 (special interest group) が跋扈し、イノベーションが妨げられ、経済成長の勢いが殺がれる」と指摘する。ホブズズの均衡の水面下では「強制 (coercion)」・「搾取 (exploitation)」・「従属 (dependence)」が蔓延るからである（バットナム 2001: 221）。
- (19) 19世紀末から20世紀初頭にかけて、アメリカは「やくぎ型コミットメント関係」を解消

- し、「一般的信頼にもとづく開放的なビジネス関係を可能とするための様々な制度の整備が進み、現在のアメリカのビジネス関係の基礎が築かれた」（山岸 1998: 196-197）。そして、1904年にアメリカを訪れたマックス・ウェーバーの瞳目を集めたのは、プロテスタント諸派がこうした民主主義の精神を培養に大きな役割を果たしている状況であった（三上 2002）。したがって、製糸組合を主体とした生糸輸出が盛んであった群馬県西毛地域にキリスト教が浸透した理由も同様の観点から検討する必要があるように思われる。
- (20) ソーシャル・キャピタル論の観点から見た場合、概ね「安心社会」は市場の失敗を「第三者による強制執行」により克服する社会、「信頼社会」は市場の失敗を「市民的積極参加のネットワーク」により克服する社会に該当する。
- (21) 「安心社会」は「縁故主義 (nepotism)」の温床となりやすい。この結果、商業取引に際して、ウェーバー (1955: 171) が厳しく批判する「対内道徳と対外道徳との二元対立」、つまり「親しい仲間同志の間では、たがいに原始的に厳重な拘束に服する」のに対して、「相手が共同体の外の縁もゆかりもないものならば、どんな行為をとってもまったく差支えない」とする態度が醸成されやすくなる。そして、ウェーバーが厳しく批判したユダヤ商人こそがマグレブ商人であったと見られる。
- (22) 江戸期の株仲間や明治期の問屋制が多角的懲罰戦略をとっていたことから、桐生の地域社会は基本的に「安心社会」であったと見ることができる。しかし、同時に問屋制には「織物種類を変更せんとするに際に殊更女工を養成するに及ばざる」（群馬県内務部 1904: 61）というメリットもあった。中林 (2003: 46) はこの点に注目し、問屋制の優位性には「生産の柔軟性」と集積の効率性という側面もあると指摘している。こうした「柔軟な専門化 (flexible specialization)」(ピオリ&セープル 1993) は「信頼社会」においてのみ成立すると考えられるので、「安心社会」から「信頼社会」への移行が徐々に進展しつつあった様子を垣間見ることができる。
- (23) 政府と同業組合の関係にも「信頼社会」への転換を読みとることができる。たとえば、1896 (明治 29) 年 3 月 28 日の第 3 回重要輸出品同業組合法案委員会において、政府委員の金子堅太郎農商務次官は趣旨説明の中で「憲法制度ハ今日人権束縛ニ渉ルノ法律ヲ設クルヲ得ス政府ハ大ニ苦心ノ上調和主義ヲ採リ本案ヲ編成セリ故ニ本案中ニハ稍々干渉ラシキ法條ナキニアラサルモ実業者ニシテ同業組合ノ必要ヲ悟リ任意ニ組合ヲ組織セシ以上ハ其ノ結果トシテ本法ノ制裁ニ服従セサルヲ得ス」（衆議院事務局 1896: 2045-2046）と述べている。つまり、憲法の規定がある以上、政府による干渉は同業者による同意に基づいて「法條」に従って行わざるを得ず、恣意的な「人権束縛」ではあり得ないのであって、「実業者」に対する政府の基本的態度は「調和主義」にあるということである。
- (24) 重要輸出品同業組合法第 5 条に「同業組合ハ法人トシテ財産ヲ所有シ及訴訟上原告又ハ被告ト為ルコトヲ得」（農商務省 1898: 32）という規定があったため、同業組合は粗製濫造に対する責任を負うこととなった。

参考文献

- アレン, R. C. 著, グローバル経済史研究会訳 2012. 『なぜ豊かな国と貧しい国が生まれたのか』 NTT 出版.
- 李榮薫著, 永島広紀訳 2009. 『大韓民国の歴史』文芸春秋.
- ウェーバー, M. 著, 黒正巖・青山秀夫訳 1955. 『一般社会経済史要論 下』岩波書店.
- 岡崎哲二 1999. 『江戸の市場経済 歴史制度分析からみた株仲間』講談社.
- 川俣絹織物同業組合 1910. 『北陸地方視察報告書』川俣絹織物同業組合.
- 高等商業学校 1901. 『両毛地方機織業調査報告書』高等商業学校.

- 群馬県内務部 1904. 『群馬県織物業沿革調査書』群馬県内務部.
- 小木田敏彦 2000. 福井羽二重産業の力織機化過程. 地理学評論 73-10: 731-745.
- 小木田敏彦 2009. ジャパン・ブランドの誕生 — 福井羽二重の品質管理 —. 国際開発学研究 9-1: 1-18.
- コース, R. H. 著, 宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳 1992. 『企業・市場・法』東洋経済新報社.
- 衆議院事務局 1896. 『衆議院委員会会議録 第九帝国会議下巻』衆議院事務局.
- 杉浦芳夫 1988. 絹織物工場における電動機の普及 — 福井県嶺北地方の例 —. 経済研究 39-4: 298-307.
- 園部哲史・大塚啓二郎 2004. 『産業発展のルーツと戦略』知泉書館.
- 谷本雅之 1998. 『日本における在来的経済発展と織物業』名古屋大学出版会.
- 千葉徳爾 1966. いわゆる「裏日本」の形成について(第二報) — 商品取引組織からみて —. 歴史地理学紀要 8: 91-106.
- 辻村太郎 1937. 『景観地理学講話』地文書館.
- テイラー, F. W. 著, 有賀裕子 2009. 『新訳 科学的管理法』ダイヤモンド社.
- 中林真幸 2003. 問屋制と専業化 — 近代における桐生織物業の発展. 武田晴人編『地域の社会 経済史 産業化と地域社会のダイナミズム』19-66. 有斐閣.
- 日本銀行調査局 1915. 『川俣羽二重ニ関スル調査』日本銀行調査局.
- 農商務省商務局 1898. 『例規類抄』農商務省商務局.
- 野原敏雄 1996. 『現代協同組合論』名古屋大学出版会.
- 橋野知子 2007. 『経済発展と産地・市場・制度』ミネルヴァ書房.
- 速水堅曹 2014 [初版 1896]. 蚕糸業の話. 速水美智子編『速水堅曹資料集』198-205. 文生書院.
- 速水祐次郎 2006. 経済発展における共同体と市場の役割. 澤田康幸・園部哲史編著『市場と経済発展』15-41. 東洋経済新報社.
- ピオリ, M. J. & セープル, C. F. 著, 山之内靖・永易浩一・石田あつみ訳 1993. 『第二の産業分水嶺』筑摩書房.
- 古島敏雄 1966. 『産業史Ⅲ』山川出版社.
- ポメラント, K. 著, 川北稔監訳 2015. 『大分岐』名古屋大学出版会.
- ポメラント, K. & トピック, S. 著, 福田邦夫・吉田敦訳 2013. 『グローバル経済の誕生』筑摩書房.
- 三上真理子 2002. M. ウェーバーのアメリカ体験とドイツ後進性批判. 慶應大学大学院社会学研究科紀要: 社会心理学教育学 54: 41-51.
- 山岸俊男 1998. 『信頼の構造』東京大学出版会.
- 山岸俊男 2008. 『日本の「安心」はなぜ, 消えたのか』集英社インターナショナル.
- ロストウ, W. W. 著, 木村健康・久保まち子・村上泰亮訳 1961. 『経済成長の諸段階』ダイヤモンド社.

急斜面大回りパラレルターン中の 速度変化について

— とりわけターン後半のリバウンドの影響とは —

服 部 英 一

The change in velocity of the parallel
turn in a steep slope:

Especially the impact of the turn later in the rebound

Eiichi HATTORI

要 旨

ズレの少ないターンで滑ることのできるトップスキーヤーは、よくたわんだ板の反動でスキー板を走らせる（以下「リバウンド」という）と表現している。しかし滑走中の速度を実際に計測して、それぞれの局面でどのように速度が変化しているのかを評価した研究は少ない。25度の急斜面を大回りで滑走するスキーヤーを定点撮影する中で、撮影位置とスキーヤーの間の斜度と距離に補正を加えながら、実際のターンの軌跡を算出し、リバウンドを利用したターンが、パラレルターン中の速度変化にどのように影響しているのか、検証してみた。

キーワード：スキー、滑走速度、急斜面、整地、パラレルターン、リバウンド、最速降下曲線

はじめに

全日本スキー連盟は、全日本スキー教程改訂版 2016（2014 年）「パラレルターンの指導段階 カービングの導入」の中で「カービングスキーの最大の特長である速度推進を、ズレの少ない円い回転弧の描き方を通じて身につける」とし、カービングスキーを用いてズレの少ないターンをすると、「スキーの滑走速度は推進する」と明記している⁽¹⁾。「加速」という表記はしていないが、「速度推進」という言葉を用いて、速度を進めることができるかと解釈できる表現を用いている。実際には滑走中の空気抵抗や迎え角を作りエッジングをすることで生じる除雪抵抗により、ターンに入るとターン速度が減速し、

ターン後半に山回りから抜け出すと除雪抵抗の減少と重力加速度の影響で滑走速度は増していく。このことと、トップスキーヤーが口々に言うターンから抜けだすとき、それまで除雪抵抗を受けてたわんでいた板が、その反動によってスキーの滑走速度に影響を与えているという表現は、本当に一致するのだろうか。

急斜面大回りの感覚について、片山は、「前半のたわみ+後半の外向傾が深く速いターンを生む」の中で「深く速いターンを行うために、ターン前半から中盤で“たわみ”を作ることが大切で、たわみを作ることによって推進力を生み出し、ターン弧を深く描いていく中でも速く滑ることが可能になる」⁽²⁾。また、丸山は、「丸山貴雄が求める切れるスキー」の中で「センターに乗り続ける意識を持つことで、身体のムダな動きを省くことができ、それにより、たわんでいたスキーからの返りを感じることができ、結果的にスキーが伸びやかに走っていくことにつながり、切れ味の良いターンの仕上げを行うことができる」と述べている⁽³⁾。共通しているのは、たわんだ板からのリバウンドを進行方向に返していくとスキーヤーの感覚では「板が走る」というものである。それに皆川は、「落下させればさせるほどスピードはアップする。しかし直滑降で滑るわけにはいかないし、ポールをくぐっていかないといけない。『落下』のパワーを生かしながら、ターンできればよいのである」⁽⁴⁾。つまり、重力加速度を落とさないように、ターンを活用すれば相対的に滑走スピードを落とさない滑りができると述べている。

片山や丸山に共通する「板のたわみを使う」という表現や、「スキーが走る」という表現は、ターン中の速度変化が大きく関係していると考えられる。皆川の「落下のパワーを生かすことで滑走速度が落ちるのを防ぐ」という表現からも、減速を最小限に抑えて滑走する、あるいは減速要素を相殺させて滑ることが、重要であることを指摘している。

ターン中の速度変化がスキーヤーにどのような影響を与えているのであろうか。袖山(1978年)らは、ターンの中心にカメラを置き、16mm映画撮影機で毎秒32コマで追いついた結果、スキーターン中の身体の動きがターンの速度にどのように影響を与えているのかを研究した。この研究では斜度13度の比較的緩やかな斜面で計測されていることから、ターン中の速度はターン後半に減速し、切り換え後の重力加速度が高まる舵取り前半部分でターン速度が上昇している。緩斜面でのターン中の速度変化ではあるが、除雪抵抗による速度が減速し、切り換え後の重力加速度による速度の上昇は、本研究においても重要な指針となる⁽⁵⁾。

このようにスキーの「走り」、「切れ」、「推進力」といった表現でスキーの技術が論じられているが、ターン中の速度変化を定量的に分析することで、どの局面で減速し、どの局面で加速しているのか、本研究では、急斜面大回りにおけるパラレルターン中の速度変化を明らかにしながら、現場のトップ選手が感じる「舵取り後半のリバウンド」が

パラレルターンにどのような影響を与えているのかについて考察する。

I. ターン速度の測定方法

1. 撮影地点からのターン速度の計測方法

第53回全日本スキー選手権大会決勝3月12日総合滑降/急斜面整地（ナチュラル含む）において、公式競技前に模範演技として滑走する前走者（八方スキー学校）の滑りを定点撮影した。ゲレンデはウサギ平（北側）全長394m最大斜度25.8度、平均斜度19.4度、観測点の斜度を13度として、撮影地点は地上1mの高さにカメラを固定して撮影した。カメラはパナソニック DMC-TZ70（光学30倍ズーム）で、FDH 30fps（1920×1080）MP4で記録した。FDH 30fps（1920×1080）MP4で記録したデータは、Dartfish Team ProのAnalyzer機能を使い、旗門の長さ（75.0×50.0cm）から実際の画像の距離を割り出し、その長さを基準に0.1秒ごとにキャプチャーしたブーツのセンター位置をimage-Jを使って測定した。そしてこの移動時間と移動距離から滑走速度を求めた。image-Jとは、画像を処理したり、解析したりすることのできるフリーのソフトウェアである。科学分野における画像解析によく利用され、特に生物学の世界において重宝されている。今回の計測で使用したのはimage-J 2.0 vである。

2. 補正值を使用したターン速度の計測方法

第53回全日本スキー選手権大会決勝3月12日総合滑降/急斜面整地（ナチュラル含む）の前走者の滑りを定点撮影した。図1の通り、ゲレンデはウサギ平（北側）全長394m最大斜度25.8度、平均斜度19.4度、撮影地点の斜度を13度とした。撮影地点からの緩斜面までの距離を104mとし、前走者のスタート地点からゴールまでの平均距離を212mで計算した。ターンの直径は20mである。このときのBC/ABの値から実

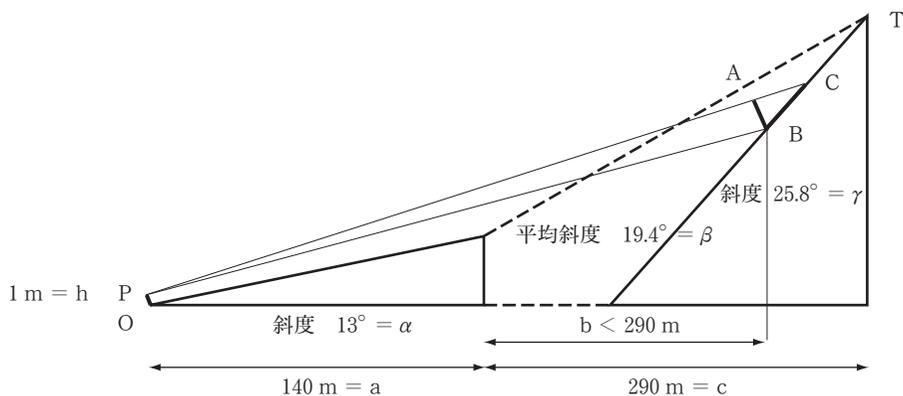


図1 撮影斜面のパラメータ

際の滑走距離を算出した。パラメータは以下の通りである。

パラメータ

h=	1		
BC=	20		
α =	13	0.226893	= 13/180*PI()
β =	19.4	0.338594	= 19.4/180*PI()
γ =	25.8	0.450295	= 25.8/180*PI()
a=	104		
b=	108		
c=	290		

座標	x	y		
P	0	1	0	1
K	104	24.01029	= 104	= 104*TAN(0.226893)
T	394	126.1354	= 104+290	= 104+290*TAN(0.338594)
B	212	38.15318	= 394-290+108	= 126.0154 - (290-108)*TAN(0.450295)
C	230.0064	46.8578	= 212+20*COS(0.450295)	= 38.15318 + 20*SIN(0.450295)

距離	x	
PB=	215.2309	= SQRT(((212-0)^2 + (38.15318-1)^2)

角度	x	y		
PB vs 水平線	9.940189	0.173489	= 0.173489/PI()*180	= ATAN((38.15318-1)/(212-0))
PC vs 水平線	11.27556	0.196796	= 0.196796/PI()*180	= ATAN((46.8578-1)/(230.0064-0))

見込角	x	y		
CPB	1.335373	0.023307	= 11.27556 - 9.940189	= 0.196796 - 0.173489

見かけの長さ	x	
AB=	5.015858	= 215.2309*SIN(0.023307)
比		

BC/AB=	3.987353	= 20/5.015858
--------	----------	---------------

3. 板の長さを均一にしたターン速度の計測方法

比較的簡単に補正値を決める方法として、傾斜分の補正を、板の長さがターンの前半と中盤そして後半同じ長さになるよう補正してみた。image-J に板の長さを 155 cm で設定し、キャプチャーしたブーツのセンター位置を image-J を使って測定した。そし

てこの移動時間と移動距離から滑走速度を求めた。

II. ターン速度の測定結果

1. 撮影地点からのターン速度の計測結果

撮影地点から見たターンは、目線の向きとフォールラインの向きが同一方向なので、フォールラインに進入するにつれて、実際の距離よりも見た目の距離は短くなり、フォールライン前後のターンはほぼ移動距離が見えない状態になった。目視のままの滑走ラインを 30 fps からコマ取りして、移動時間を加えて滑走速度を計算したのが表 1 である。

具体的には、舵取り前半、切り替え直後の滑走速度は 43.2 km/h で、フォールライ

表 1 目視によるターン速度の計測結果

No.	sec	Length (m)	km/h
1	0.1	1.2	43.2
2	0.1	1.2	43.2
3	0.1	1.2	43.2
4	0.1	1.3	46.8
5	0.1	1.3	46.8
6	0.1	1.2	43.2
7	0.1	1.2	43.2
8	0.1	1	36.0
9	0.1	0.9	32.4
10	0.1	0.7	25.2
11	0.1	0.6	21.6
12	0.1	0.5	18.0
13	0.1	0.5	18.1
14	0.1	0.5	18.2
15	0.1	0.7	25.2
16	0.1	0.8	28.8
17	0.1	0.9	32.4
18	0.1	1.1	39.6
19	0.1	1.1	39.6
20	0.1	1.2	43.2
21	0.1	1.4	50.4
22	0.1	1.5	54.0
23	0.1	1.5	54.0
24	0.1	1.5	54.0

表2 補正値を用いたターン速度の計測結果

No.	sec	Length (m)	km/h	補正値
1	0.1	1.2	43.2	43.2
2	0.1	1.2	43.2	43.2
3	0.1	1.2	43.2	43.2
4	0.1	1.3	46.8	46.8
5	0.1	1.3	46.8	46.8
6	0.1	1.2	43.2	43.2
7	0.1	1.2	43.2	43.2
8	0.1	1.1	39.6	39.6
9	0.1	1.1	39.6	39.6
10	0.1	1	36	36
11	0.1	1	36	36
12	0.1	1	36	36
13	0.1	1	36	36
14	0.1	1	36	36
15	0.1	1	36	36
16	0.1	1	36	36
17	0.1	1	36	36
18	0.1	1.1	39.6	39.6
19	0.1	1.2	43.2	43.2
20	0.1	1.3	46.8	42.1
21	0.1	1.3	46.8	42.1
22	0.1	1.4	50.4	45.4
23	0.1	1.4	50.4	45.4
24	0.1	1.4	50.4	45.4
25	0.1	1.4	50.4	45.4

表3 板の長さを均一にしたターン速度と補正値の計測比較

No.	Length	km/h	表2
1	1.3	45.0	43.2
2	1.2	41.4	43.2
3	1.1	41.4	43.2
4	1.2	43.2	46.8
5	1.2	43.5	46.8
6	1.2	44.1	43.2
7	1.2	42.6	43.2
8	1.0	36.9	39.6
9	1.1	39.7	39.6
10	1.0	37.7	36
11	1.1	37.7	36
12	1.1	37.9	36
13	1.1	39.4	36
14	1.1	39.4	36
15	1.0	35.5	36
16	1.0	36.8	36
17	1.1	40.2	36
18	1.2	43.1	39.6
19	1.2	44.3	43.2
20	1.3	45.4	42.1
21	1.2	46.1	42.1
22	1.3	46.1	45.4
23	1.3	46.2	45.4
24	1.3	46.4	45.4
25	1.4	46.4	45.4

ン側に向きを変えて角づけに入る直前のキャプチャー4から5にかけて46.8 km/hと速度が上がり、フォールラインを挟んだキャプチャー8から徐々に除雪抵抗を受けて減速が顕著に見受けられた。キャプチャー6から7にかけて43.2 km/h、8から11までに36.0 km/hから21.6 km/hまで減速し、12から14まで18.0 km/hまでさらに減速している。進入時の速度との速度差は25.3 km/hであった。舵取り後半のキャプチャー15から徐々に速度が上がり、20までにほぼ舵取り前半の速度まで回復している。キャプチャー21から24にかけて54 km/hまで速度が伸びているが、舵取り前半の位置に比べて20 m近く手前に描写されていることなどから、移動距離が若干大きく投影され

ている可能性がある。

図1に示す通り、実際の滑走ラインがBCのとき、目視で捉えている映像はABとなるため、実際の滑走ラインに比べてカメラの向きと前走者の滑走ラインが同一方向になるフォールラインに絡むとき、滑走ラインの見た目と実際の距離との間に大きく差がでていることがわかる。実際のフォールライン上の移動距離は、目視の距離に比べてより大きな値を示している。

2. 補正値を用いたターン速度の計測結果

パラメータの値からBC/ABは3.98倍と概ね4倍程度になった。この値は、撮影地点から取り込んだ映像を縦に約4倍引き伸ばすことで、実際の滑走距離に近い値になることを意味している。そこで実際にキャプチャーした画像をPhotoshopで縦に引き伸ばし、Dartfish Team ProのAnalyzer機能で0.1秒ごとに移動したブーツのセンター位置をマーキングし、その移動距離をimage-Jで測定した。Analyzer機能のメジャーの基準値は、旗門の長さ(75.0×50.0 cm)から実際の距離を割り出した。そして測定した値から表2のように滑走速度を求めた。

さらに、縦方向のみならず、横方向についても補正が必要である。横方向の長さも、ゲレンデ上部と下部で、撮影者から距離が異なるために、視角が異なって見えており、上部でより短く、下部でより長くなるため、実際の映像から計算し、おおよそ10%補正する必要が生じた。表2のキャプチャー20から25の値をそれぞれ10%補正した。

3. 板の長さを均一にしたターン速度の計測結果

比較的に簡単に補正値を決めるもう一つの方法は、フォールラインに向いたスキー板の長さを補正してみる方法である。1の撮影地点からのターン速度の計測方法で撮影した画像をPhotoshopも用いて、フォールライン上のスキーの板の長さを実際の長さになるよう補正してみた。但し板の長さを統一したことで、スキーヤーの画像が表3のキャプチャー11から20までの間、つまりフォールラインを通過する前後の局面で重なりあったため、正確な測定はできなかった。結果は縦に4倍に引き伸ばした補正値の侵入時とフォールライン上の速度差が7.2 km/h、フォールライン上から山回りを抜け出したときの速度差が9.4 km/hであったのに対して、板の長さを一定にしたときの値は、侵入時の速度差で7.3 km/h、山回りを抜け出したときの速度差が8.7 km/hであった。このことから2と3に見る速度変化の誤差は少なく、このあたりに真に近い値があると考えられる。

Ⅲ. ターンの色度変化への考察

撮影地点からのターン速度の計測結果は、測定結果Ⅱの1に見られるように、見せかけのデータでは、進入速度とフォールライン前後の除雪抵抗の最も大きな局面での速度差は25.3 km/hほどあった。いわゆる雪上で我々が実際のターンを目視しているとき、このような状況で観測しているのである。板が最もたわみ減速している局面が、見かけの移動距離として少なく見えるため、フォールライン上の滑走速度とターンから抜け出した時の滑走速度との速度差が相対的に大きく映り、実際の滑走速度より速く滑走しているように見えるのである。板の上で滑走しているスキーヤーの側からも同様に、ターンから抜け出したとき、除雪抵抗が減少する。同時に切り換え方向は下向きに、常にフォールライン側に向くことから、重力加速度も加わるので、雪面にかかる荷重が軽くなる。このためスキーヤーの側からは、板を走らせている感覚が出てくるものと思われる。

Ⅱの2のBC/ABの補正值を加えた速度差を見ると、進入時と除雪抵抗が最も大きくなるフォールライン付近が7 km/hで、深い角づけによるズレの少ないターンで減速している速度としては、こちらの方が真の値に近いと考えられる。43.2 km/hでターンに進入し、7 km/h減速しながら直径20 mのターン弧を描き、ターンから抜け出した時に、進入時の滑走速度をやや上回る45.0 km/h前後の速度で滑走している。

そこでフォールラインから舵取り後半の山回りを結ぶ2点間の曲線に着目し、曲線上の軌道に沿って移動する物体に対して、重力のみが作用するという仮定で、止まった状態から最も短い所要時間で落下していく最速降下曲線と比較した。別名サイクロイド曲線と呼ばれるこの曲線を上下逆さまにして、フォールラインから山回りに当てはめてスキーヤーの重心の軌跡と最速降下曲線と比較をしてみた⁶⁾。

原点(0, 0)を出発点とするサイクロイド曲線の方程式は次式となる。

$$x = a(\theta - \sin \theta)$$

$$y = a(1 - \cos \theta)$$

(x, y): 座標

a : 円の半径

θ : 回転角 (媒介変数)

エクセルを用いて、表5のように半径1のサイクロイド曲線を計算した。図2は、Ⅱ.3で用いたスキーヤーのフォールライン上の重心点をa、山回りから抜け出した地点をcとし、a, cそれぞれの点の縦、横の位置関係と同じ関係の最速降下曲線のカーブから抽出した。この最速降下曲線がabである。

最速降下曲線は、止まった状態から重力に引かれて落ちていく場合という条件が付く

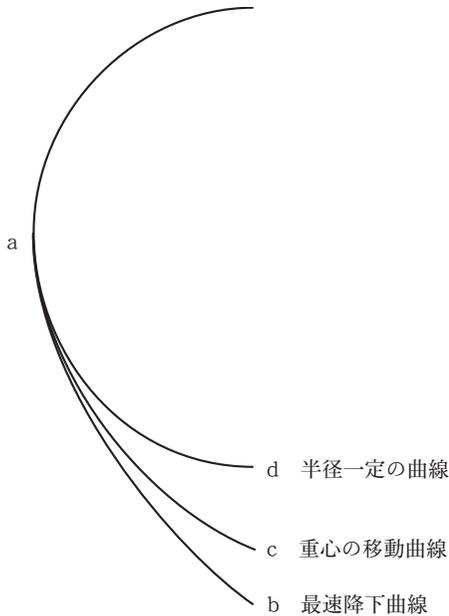


図2 重心の移動と最速降下曲線の比較

表4 射出角の浅いターン速度の計測結果

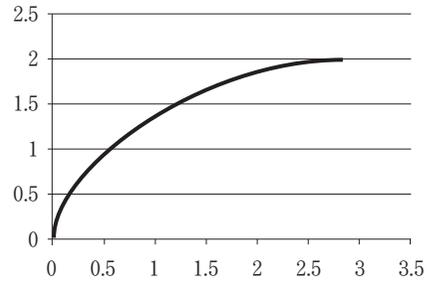
No.	sec	Length (m)	km/h
1	0.1	0.9	30.8
2	0.1	1.0	37.0
3	0.1	1.1	40.6
4	0.1	1.0	37.8
5	0.1	1.0	36.4
6	0.1	1.1	38.3
7	0.1	0.9	33.1
8	0.1	0.8	27.9
9	0.1	0.8	30.5
10	0.1	0.8	30.5
11	0.1	0.9	32.1
12	0.1	1.0	34.3
13	0.1	1.1	39.4
14	0.1	1.2	43.1
15	0.1	1.3	45.5
16	0.1	1.4	50.5
17	0.1	1.3	48.0
18	0.1	1.4	49.9
19	0.1	1.5	54.4
20	0.1	1.5	53.6
21	0.1	1.6	56.0

ので、この最速降下曲線と同じ線上をスキーヤーが通過することはないが、フォールラインを通過した直後は、かなり近い線を通っている。実測値が示した侵入時と山回りを抜け出した時点の滑走速度の値が同じであった理由は、この最速降下曲線側に沿ったラインを通過した可能性が高いと考えられる。

非常に興味深かったことは、決勝総合滑走（マテリアル規制）で金子選手がゴール直前で見せた滑りの中にある。マテリアル規制とは、登録している2本の板のうち短い方の板を使って演技をする種目のことで、より滑り手からすれば難易度の高い種目である。この時の板の長さを155.0 cmに設定し、Ⅱの2と同様の手順で測定してみた。表4は、ゴール直前の切り換え時に大きく切り上げたときのターンの速度分布である。ゴール直前のターンであったこともあり、深く切り上げて最後のターンに入ったため、除雪抵抗のピークが通常のターンに比べて早期に発現している。これは表4のチャプター8で見取れる。そのため舵取り後半の射出角が浅くなり、進入時30.8 km/hであった滑走

表 5 最速降下曲線の計算とグラフ

角度	x	y
0	0	0
0.1	0.0002	0.0050
0.2	0.0013	0.0199
0.3	0.0045	0.0447
0.4	0.0106	0.0789
0.5	0.0206	0.1224
0.6	0.0354	0.1747
0.7	0.0558	0.2352
0.8	0.0826	0.3033
0.9	0.1167	0.3784
1	0.1585	0.4597
1.1	0.2088	0.5464
1.2	0.2680	0.6376
1.3	0.3364	0.7325
1.4	0.4146	0.8300
1.5	0.5025	0.9293
1.6	0.6004	1.0292
1.7	0.7083	1.1288
1.8	0.8262	1.2272
1.9	0.9537	1.3233
2	1.0907	1.4161
2.1	1.2368	1.5048
2.2	1.3915	1.5885
2.3	1.5543	1.6663
2.4	1.7245	1.7374
2.5	1.9015	1.8011
2.6	2.0845	1.8569
2.7	2.2726	1.9041
2.8	2.4650	1.9422
2.9	2.6608	1.9710
3	2.8589	1.9900



速度は、チャプター 21 では 56.0 km/h まで加速している。除雪抵抗のピークがターン前半に移動し、結果として迎角が浅くなったことで、24 km/h 近い加速が生まれていることから考えると、板のたわみを利用した滑走速度への影響はトップスキーヤーが感じている感覚ほど大きくはなく、むしろターンを抜け出すときの方向がこの滑走速度の差に影響していると考えられる。

IV. ターンの速度変化のまとめ

急斜面整地大回り種目のターン中の速度変化を画像処理技術によって測定できるようになったことは大きな成果である。分析の結果は次のようにまとめることができる。

ひとつは、深い角づけと板のたわみを利用することで、ズレの少ないターンが可能となり、たわんだ板が迎え角を作りカーブを描きながら滑走していくとき、舵取り前半から除雪抵抗が最大になるフォールライン付近にかけての減速要素は、目視では大きく見えたが、実際の滑走速度の差は7 km/h 前後と大きくなかった。

ターン中の速度は、表3に示した値が真に近い値であると考えられる。結果は谷回りでフォールラインに侵入する手前で速度が上がり、フォールライン上から減速し始め、やや後方で大きく減速し、その後ターンから抜け出すとき、滑走速度が上昇していく。このとき最速降下曲線に近いラインを滑走することで、実測値に見られるように、侵入時の減速分を補いながら、次のターンに向かっている。

トップスキーヤーが口にする「板のリバウンドを利用した加速」は、ターン中の速度変化からは明らかにすることはできなかった。しかしトップスキーヤーのこうした感覚は、ターン中の速度変化から見ると、ターンを抜けだすとき、最速降下曲線に近いラインを滑走することで、かかっていた除雪抵抗の減少と、次の切り換えに向かう重力加速度の影響により、雪面にかかる荷重が軽くなることなどが混在して、板を走らせている感覚を得ていると考えられる。

それに全日本スキー連盟が提唱する円い回転弧の描き方は、図2に示した通す曲線adであるが、この滑走ラインでは減速要素が最小限に抑えることは難しい。円い回転弧ではなく、曲線abに近い少し下に落ちていく滑走ラインが望ましいと考える。

移動する物体の軌跡を正確に記録するための手法として、GPSによる測位があるが、急斜面整地の直径20 mの大回りのターンひとつの滑走時間は約2.5秒である。1/100秒の測位を可能にする精密機器は存在するがまだ高額であり、実験環境としての雪上は不確定要素が多いため、その使用については難しいと言わざるをえない。

今後は、より正確にターン中の滑走速度を測定するために、ドローンを上空に待機させ、その下を滑走するスキーヤーをFDH 30fps (1920×1080) MP4で記録する測定方法を検討したい。そして斜面状況やターン弧のサイズ、滑走速度を変えて測定することで、ターン中の運動要素を抽出していきたい。

謝辞

本研究を行うにあたって、第53回全日本スキー技術選手権大会での撮影であったため、大会事務局や株式会社スポーツユニティには多大なご配慮を頂いた。また友人でもある平沢岳からも

ワールドカップの技術について貴重な助言を数多く頂いた。ここに記して感謝の意を表します。

《註》

- (1) 全日本スキー連盟「全日本スキー教程」スキージャーナル 2014 年, p. 144-145
- (2) スキージャーナル「月刊スキージャーナル」2015 年, p. 14
- (3) スキージャーナル「月刊スキージャーナル」2015 年, p. 26
- (4) 皆川賢太郎「スキー完全上達」実業之日本社, 2006 年, p. 42
- (5) 袖山紘, et al. “スキーターンの分析：ターンの速度変化を中心として” 金城学院大学論集, 人間科学編 3 (1978) : p. 45-56
- (6) ゴールドスタイン (著), 瀬川富士 (翻訳)「古典力学 (上) (物理学叢書(11a))」吉岡書店, 1983, p. 54-56

参考文献

- 全日本スキー連盟「全日本スキー教程」スキージャーナル, 2014 年
全日本スキー連盟「オフィシャルブック」スキージャーナル, 2016 年
藤井徳明著「スノーボードの科学」スキージャーナル, 2001 年
藤井徳明著「スキー上達に効く! 知識のサプリメント」スキージャーナル, 2004 年
フランツ・ホビヒラー著「新オーストリアスキー教程」スキージャーナル, 1996 年
福岡孝純訳「スイスのスキー技術」ベースボール・マガジン社, 1986 年
国際スキー教育連盟「国際スキー用語集」プレスギムナスチカ社, 1980 年
皆川賢太郎「スキー完全上達」実業之日本社, 2006 年
DAVID LIND, SCOTT P. SANDERS “THE PHYSICS OF SKIING” Springer Verlag, 1996
竹腰誠他「スキーの科学 — 科学が教える上達のポイント —」株式会社洋泉社, 2015 年
高桑昇一郎「微分方程式と変分法」共立出版, 2003 年

2016年7月16日

拓殖大学人文科学研究所公開講座

ドイツの過去・現在・未来

— 歴史から学ぶことの意味 —

佐藤 健生

はじめに

本学で教養科目のいわゆる「西洋史」を担当している私は、毎年開講時に「歴史」とは何かについて、歴史に関わる言葉を例に考察を行っている。私は歴史を、過去から現在、そして未来へと続く「足跡の始まり」としてとらえており、過去・現在・未来をつなぐものが「歴史」であると考えている。ここではドイツ現代史を専門とする歴史研究者の立場から、ドイツの過去・現在・未来をつなぐ同国における歴史の意味について論じていきたい。

I. ドイツの過去

1. 二つの「過去」

ドイツで「過去」を語る際には、第二次世界大戦後のとりわけ西ドイツにおいてはいわゆる「第三帝国」の、ナチズムの過去（1933～45年）を指すのが常であった。それは「ホロコースト」（ユダヤ人の大量虐殺）に象徴される「人道に対する罪」に関わる過去であり、いかに時が経過しようとも、「過ぎ去ろうとしない過去」として今なおドイツの人びとに重くのしかかる存在であり続けている。

しかし1989年に東西ドイツ分断の象徴であったベルリンの壁が開放され/崩壊し、翌90年にドイツ再統一が成し遂げられるというドイツ史における大転換が起きた後では、旧東ドイツの過去（1949～89/90年）がもうひとつの、二つ目の過去として論じられるようになった。こちらはシュタージ（国家保安省）に象徴される監視・密告体制に関わる過去で、死体の山を築いたナチズム体制とは異なり、[密告]文書の山を築くというより巧妙な体制であった。この二つの過去は「独裁体制」に関わる過去であり、両者の共通点は、排他、排外主義（自分たちと異なる他者の排撃、迫害）に存在した。この

共通点と共に相違点もはっきり指摘しておくべきであろう。すなわちナチズムの過去がドイツ人全体に関わるものであるのに対して、旧東独の過去は東ドイツというドイツの一部の人々にとっての問題なのであった。近年ではより近い旧東独の過去が身近なものとしてとらえられ、ドイツ現代史の研究分野としても中心的なものとはなったものの、戦後71年が経過し、当時を体験した人々の存在が薄くなった今もなお、ナチズムの過去はドイツ人に大きくのしかかっている。その際に忘れてはならないのは、ドイツを取り巻く9カ国のうちスイス（永世中立国）とオーストリア（併合）を除く7か国（デンマーク、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フランス、チェコスロバキア（現チェコ）およびポーランド）を侵略したという事実であろう。それはその過去との取り組みにおいても、近隣諸国からドイツへの重大な圧力としてのしかかってきたのである。以下ここではこのナチズムの過去をドイツの「過去」として限定し、そのポイントのみを論じて行きたい。なおここで扱うドイツは、旧西ドイツと再統一後のドイツを指し、いずれもドイツ連邦共和国と称する。

2. ナチズムの過去との取り組み

ナチズムの過去との取り組みは、旧西独では1950年代以降一般に「過去の克服」として論じられてきた。そこには3本の柱があるとされている。具体的には、①加害者の追及、②被害者（犠牲者）の救済・補償、および③再発の防止の3本柱である。

①加害者の追及とは、いわゆるナチス犯罪人の罪の追及を意味し、ナチス犯罪とは、ナチスによる集団謀殺罪を指す。ここで注目すべきは、比較的早い時期（1958年）に旧西独11州の検察当局が合同で、ルートヴィヒスブルクに「ナチス犯罪追及センター」を設立したことである。つまりドイツ人がドイツ人の罪を追及する体制が整ったのである。もう一点指摘すべきは、ナチス犯罪の時効問題である。この犯罪の時効は本来20年であったが、その注目の年1965年には、近隣諸国やイスラエルなどから問題を突き付けられ、起算年を西ドイツが成立した1949年とすることで、とりあえずは1969年まで時効を延長する。その後69年を迎えると、今度は時効自体を20年から30年に延長することで1979年まで追及されることになった。しかしその79年には時効成立か時効廃止かの二者択一を迫られ、時効の廃止という結論が出される。つまり犯罪人（容疑者）が生きているかぎり、罪が追及されるのである。

②被害者（犠牲者）の救済・補償について。ここでの最大の課題は、ホロコーストのように人道に反する、とりかえしのつかないことをした後で、どのようにとりかえしがつけられるのであろうかという課題である。ナチズム体制下での被害者（犠牲者）の救済の第一歩は、いわば身内に向けられた。これが連邦援護法（1950年）であって対象者は軍人・軍属を問わず（民間人も含む）、国の内外を問わなかった（国籍条項を設け

ず)。補償については、イスラエルおよびユダヤ人に対する立法措置の方が早かった。1952年締結のルクセンブルク協定がそれで、本来の補償立法は1953年の連邦補充法に始まり、3年後の1956年に連邦補償法が制定されてナチスの不正（不法）を正すという基本原則が確立される。ただ当時はナチスによる最大の犠牲者、ユダヤ人への補償がまず第一とされたために、1970/80年代になるとシンティとロマなどの「忘れられた犠牲者」への補償がなされていくのであった。なお補償には没収財産の返済、返還の問題もあり、これについては連邦返還法が1957年に制定されている。

③再発の防止とは、ナチズムの過去を二度と繰り返さないための努力を意味する。これにはまず教育があげられよう。具体的には教科書改善への努力があり、それは既に第一次世界大戦後の反省から発したものであった。また史跡の保存も重要な意味をもつ。それは記念碑や二度と繰り返すまいという「警告碑（警鐘碑）」、そして記念館や、現代の人々に過去の事実を伝えながらそれが決して過去の問題として片づけられない現在の問題でもあると伝える「教育館」などをあげることができよう。ヨーロッパでは一般に過去が回顧され、歴史に思いをはせる機会が多い。それが記念日や記念行事であり、忘れない努力や史実を心に刻む努力なのである。またナチズムの再来防止という意味で最も具体的なのは、極右ないしはネオナチとの戦いである。こうして「ボン（戦後の西ドイツ、第二の共和国）はワイマール（ナチスを生んだワイマール共和国）ではない」という戦後旧西独のスローガンが実現されていくのである。

以上の3本の柱は、それぞれ時期的なずれはあるものの、基本的には同時進行という形で進められ、相互補完関係にあった。その基本的な姿勢には、現在のドイツが第三帝国とは異なる国家であることの証しを立て続けることにあった。

3. 歴史の教訓

ナチズムの過去からドイツはどのような教訓を学びとったのであろうか。その教訓として3つの点をあげることができよう。まず「ホロコースト」の教訓である。ひとつの民族を「絶滅」しようとした過去から、人権問題への積極的な取り組みの姿勢を学びとったのである。この教訓は、1949年に制定された基本法（西ドイツの憲法で、統一までの暫定憲法という意味でこの名称がとられ、今日に至っている）の第1条に明確に記されている。すなわち

(1) 人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、および保護することは、すべての国家権力の義務である。

(2) ドイツ国民は、それゆえに、侵すことのできない、かつ譲り渡すことのできない人権を、世界のあらゆる人間社会、平和および正義の基礎として認める。

特に第1項は、自明の理としての人権尊重を確認するもので、「ドイツ国民」という

主語もなく、一国の憲法というよりも人類普遍の憲法の第1条といった説得力のある内容となっている。

第二の教訓はワイマール共和国での体験から発したものであった。理想的憲法下での民主主義がナチズムの勝利をもたらしてしまった体験が、戦後ドイツ（西独）で「戦う民主主義（戦闘的民主主義、文字通り訳せば「戦うことのできる民主主義」）」を生んだ。そこでは民主主義を脅かす敵との戦いが当然のこととされ、1950年ケルンに連邦憲法擁護庁が設立された。その役割は、民主主義を脅かす極右、極左、外国人危険組織の監視にある。同庁は、毎年5月頃に前年の『憲法擁護白書』を発表しており、ナチズムの過去との関連では、極右の活動状況が注目されるのである。なお最新の2015年版白書によれば、極左の暴力行為が極右のそれよりも増加傾向にあることが指摘されている。

戦う民主主義は、民主主義をより徹底させるひとつの手段でもあるが、もうひとつの手段として国と各州におかれた「政治教育センター」の存在も指摘すべきであろう。戦後ドイツを占領した連合国によるナチズムからの「再教育」は、民主主義を徹底させるというドイツ独自の啓蒙教育活動をもたらしたのである。

そして第三が二つの世界大戦からの教訓である。二つの世界大戦でドイツは東方に領土を拡大することでヨーロッパの覇権を目指したのであるが、いずれも失敗に終わった。その後は単独で行動するのではなく、「ヨーロッパの中で共に生きる」という決断に至った。その決断は、独仏間の火種解消としての ECSC（欧州石炭鉄鋼共同体、1952年）で示されている。その後57年には EEC（欧州経済共同体）、67年には EC（欧州共同体）、そして93年には EU（欧州連合）へと発展していく。これらの組織でドイツはフランス、イタリア、ベネルクス3国と共に、原加盟国として参加している。イタリアを除けば、他の5カ国はナチス・ドイツが侵略した相手国だったことにも注目すべきであろう。加えて NATO（北大西洋条約機構）への加盟（1955年）も大きな意味をもった。軍事面でもドイツの単独行動は不可となったのである。

II. ドイツの現在

以上のような過去を踏まえたドイツの現在はいかなるものであろうか。ナチズムの過去との取り組みの現在と、ドイツの国としての現在について検討してみよう。

1. 「過去の克服」の現在

ナチ時代を体験した当事者の世代は、時の経過とともにドイツの社会から退場しつつある。1990年代に入っところから、生物学的恩赦（加害者の追及）や生物学的解決（被害者の補償）といった言葉で、当事者の命の終わりが問題の収束を意味する危険性

が論じられてきた。まとめて言えば、加害者と被害者に関係する前記①②の柱は終わりに近く、これからは③の柱のみが具体的な課題として残されることになる。

それでは3本柱について、個別に検討してみよう。①加害者の追及は、加害者の高齢化によりほぼ終わりの状況を迎えている。それは最近のナチス犯罪人の裁判に象徴されている。ドイツでは、昨2015年から今年にかけて2か所の地裁でアウシュヴィッツの「会計係」ないしは看守だった93～94歳の被告に4～5年の禁錮刑判決が下された。両人とも実際にユダヤ人殺害に関わったのではなく、殺害の事実を知っていて何もしなかったことが問題とされた末の判決である。しかも被告は判決後も刑務所に収監されることもなく、それまで暮らしていた老人ホーム等で息を引き取っていくのが普通である。したがって一種の「見せしめ」、ないしは「アリバイ」裁判だと指摘、批判されるのもうなづけよう。

次に②被害者の救済・補償については、個人への補償がほぼ終わったが、かつての交戦国への賠償は未決のまま残されているのが現状である。ナチスの不正、迫害の犠牲者がユダヤ人に留まらなかったことは、「忘れられた犠牲者」が確認され補償へと至った。その後補償問題は、最後に残されていた強制労働者への補償をもってほぼ終了し、その際の補償を担った「記憶・責任・未来」財団（国と企業が50億マルクずつ拠出）の活動も、再発防止の活動を担う「未来基金」の事業が今後に残された任務となっている。以下のリストは、ドイツの公的資金（国と州）による補償額の実態である。この中で*で記した部分は支給を既に終えており、それ以外の項目で支給が継続されている。

〈補償の実態（2015年12月31日現在）——公的資金による補償額〉

連邦補償法 （現在は年金のみ支給）	477億5,500万ユーロ
* 連邦返還法	20億2,300万
補償年金法 （旧東独が対象、西独の連邦補償法に相当）	8億1,300万
ナチス被迫害者補償法 （旧東独が対象、西独の連邦返還法に相当）	25億7,200万
* 対イスラエル条約 （ルクセンブルク協定を指す）	17億6,400万
包括協定 （西欧12カ国および旧ソ連・東欧諸国との間の二国間協定によるもの）	14億8,900万
その他の支給 （医学実験の犠牲者など、他の法律によらない補償）	61億8,700万

旧西独各州からの支給 (旧西独の 11 州で今もなお続けられている独自の補償)	18 億 9,400 万
苛酷緩和規定 (1980 年代以降, いわゆる「忘れられた犠牲者」に対して とられた 10 件以上の特例措置)	63 億 6,900 万
*「記憶・責任・未来」財団 (強制労働者への補償基金, 100 億マルクの半分に相当, 残 りは企業が負担)	25 億 5,600 万
計	734 億 2,200 万ユーロ (1 ユーロは現在約 113 円)

ドイツの補償問題を論じるにあたって日本と決定的に違うのが、「謝罪」の問題である。ここでの目的は日独比較ではないが、その核心にあたる部分についてはあえてふれておく必要がある。それはとりかえしのつかないことをしてしまった際に、どう対応しどのように後始末をするかという問題に関わる。アジア、特に東アジアではその際にまず「謝罪」が要求される。とりかえしのつかない状況は、本来謝って済むことではない。例えば失われた命は謝罪をしたからといっても戻っては来ないからである。ドイツでは謝罪の代わりに金銭による補償や再発防止策がとられる。ドイツの補償の場合は、不正(不法)の事実が認知されたことで補償措置がとられ、その間に謝罪がなされることはない。なぜなら法的責任を認めたことになるからである。謝罪があるケースもないわけではないが、それもタイミングが問題で、これ以上ことがこじれず問題が解決済みであると確認できた段階になって初めて実現するのである。実に巧妙な対応であるが、そのいっぽうでは不正を正すための措置がきちんととられているのかが問われる。つまり謝罪よりも具体的な取り組み、[汚名挽回の]行動が問題とされるのである。過去の「克服」は、謝罪のような過去の「清算」に繋がる行為ではなく、過去との「取り組み」「格闘」によって過去の事実を決して忘れず、今後の未来における再発防止を図る行動なのである。それは、謝って済むならいくらでも謝るといった姿勢ではなく、あくまでも「取り組み」によって過去のドイツとは異なる現在のドイツの証しを立て続けて行くという姿勢である。「補償こそが最大の謝罪にあたる」とは、ドイツの知人がいみじくも語った言葉である。言いえて妙な言葉である。

さて以上のように補償問題はほぼ解決されたと見られているのに対して、対照的なのが未決の賠償問題である。戦後東西に分裂したドイツは、講和条約がないままに賠償問題の解決を先送りしてきた。再統一の直前、1990 年 9 月に締結された「2+4 条約」(東西ドイツとドイツを占領した米英仏ソ 4 カ国による)が講和条約(平和条約)にあたるものと主張するドイツや、既に東西いずれかのドイツからなにがしかの賠償を受けてい

る米英仏ソ4カ国との間では、賠償問題は解決済みとされるのに対して、それ以外の中小の交戦国には不満が残る。特に不十分な補償と絡めてもギリシア、トルコの不満が、経済危機や難民問題もからめて深刻化しているのである。戦争直後の講和条約にかわる「平和条約」の締結そして賠償問題の解決はまず考えられないのは、対象となる旧交戦国が70カ国にも及んでいることにもよる。

ドイツのトルコとの関係については、ドイツ連邦議会での「アルメニア決議」（2016年6月2日）の波紋にふれねばなるまい。この決議では、第一次世界大戦中のオスマン・トルコによるアルメニア人虐殺をジェノサイドと認定し、同盟国だったドイツ帝国の関与を認め、ドイツの「歴史的責任」を認めたのであるが、これに対して内政干渉だとトルコ側が反発しているのである。

では3本柱で今後に残された課題となる③再発の防止の現状はどうであろうか。現代のドイツでは「想起（記憶）の文化」が隆盛を極めている。ナチ時代の犠牲者を想起させる記念施設の増加が目立ち、その数はベルリンだけでも実に39か所にも及んでいる。戦後60年にあたった2005年には、長年にわたる論議の末にベルリンのほぼ真ん中に「殺害されたヨーロッパ・ユダヤ人のための記念碑」が設置された。この記念碑は、想起の文化のまさに象徴的存在とも言えよう。

教育の分野で言えば、ドイツ・フランス間で共同教科書が刊行され、それにならった形でドイツ・ポーランド間でも共同教科書が刊行されようとしている。

以上のように「過去の克服」は現在もお継続されている。しかしそこには問題点も少なからず存在する。まず指摘したいのが、取り組みの「儀式化」ないしは「ルーティン（決まりきった手続き）化」である。ナチズムの過去に関する追悼・記念行事などが当然のこととして無難に進められるようになった。かつては政治家の発言が問題になり、辞職に追いやられるケースもあったが、近年はそうしたことがありえなくなってきた。さまざまな機会にナチズムの過去に言及する政治家たちにとって、それが本当の意味で「自分のこと」になっているのかと言えば、疑問が残る。発言がいかにも表面的なもので深さや重みそして説得力に欠けるからである。

次に犠牲者としてのユダヤ人の特別扱いが指摘できよう。ユダヤ人は、たしかにナチズムによる最大の犠牲者には違いないが、その事実が今なおイスラエル、ユダヤ人への遠慮といった形で影響を与え続けているのである。その意味で、前述のベルリンにおけるホロコースト記念碑の問題を一例としてあげることができる。当初は首都ベルリンにすべての「ホロコースト」犠牲者への記念碑を設けるという計画であったが、遂にそれは果たされず、ユダヤ人に特化した記念碑が建立されたことにより、ベルリンには各犠牲者グループによって個別の記念碑が悪く言えば乱立することになった。こうした構想には国際的コンペ方式がとられたために、各犠牲者グループ間の対立のみならず建築家

らの野心もからんだ複雑な事態となったのである。

さらにドイツでは「過去の克服の世界チャンピオン」であるといった思いあがった主張も耳にすることがある。ドイツの「過去の克服」には成功面と失敗面が存在し、模範例と言い切れない現実もある。ドイツ人の教えたがりの性格が、時に鼻持ちならない「お節介焼き」に転化する危険性がそこには存在するのである。ただこうした主張をする本人が、過去の克服に直接取り組んできた人物でないことだけはたしかであるが。

またドイツの「過去の克服」は最終的にはいわば「国策」ともいえるものになったが、その過去との取り組みの第一歩は、加害者でも被害者でもない第三者、つまり「当事性」のない人々による努力の賜物であった。有名なブラント首相のワルシャワ・ゲッター記念碑での跪拝（1970年）も、反ナチの抵抗運動の闘士であった彼が跪いて祈ったことで、その行為が説得力を増したのである（翌年彼はノーベル平和賞を受賞する）。ナチスの側にいた当事者自身による償いの行為は、本人の罪が問われることもあってドイツではまず見られないのも日本との違いである。

再発防止に関わる教育の面では次のように指摘されている。ドイツの学校制度は3つの標準教育課程（基幹学校教育課程、実科学校教育課程、ギムナジウム教育課程）に分かれるが、教育の程度により過去についての知識、認識にも差が生じている。3つの教育課程をそれぞれ低学歴、中学歴、高学歴とすると、計9年間の義務教育年限に留まる低学歴の基幹学校教育課程の卒業者にネオナチが多いと言われている。また州によっては高学歴のギムナジウム（日本で言う中高一貫校）教育課程の短縮化（計13年間から12年間へ）によってワイマル共和国やナチ時代を扱う歴史の時間数が減少することが問題視もされている。この課程の卒業資格が一般大学入学資格（アビトゥーア）を意味しているだけに、ことは深刻に受け止められているのである。

2. ドイツの国の現況

まずドイツという国の人口構成を見てみよう。2014年の時点で、ドイツはアメリカに次ぐ移民受け入れ国となっている。具体的な人口構成は以下の通りである。

6,450万人：移住を背景としないドイツ人

920万人：移住を背景としてドイツ国籍をもつ人

720万人：外国人（外国籍）

このうち移住を背景とする人は、920万人+720万人=約1,640万人となる。これは人口の約20%、つまり5人に1人に相当する。彼らの中には、移住してきた人、ドイツで生まれた外国人、そして移住者または外国人を両親とする人たちが含まれている（う

ち、自ら移住してきた人は1,050万人)。また別の年(2009年)のデータではあるが、子どもの数は、116万人のドイツ人に対して58万2,000人の移住を背景とする子どもとなり、後者が半数以上を占める。つまり年齢が下にいくにしたがって移住を背景とする人々が多くなるのである。

このようにドイツでは移民の問題が日常の問題となっている。そこでは移民のドイツ社会への統合が大きな課題となってくる。この移民の社会統合について、ドイツ・サッカー連盟(DFB)の取り組みの例を紹介したい。1998年のサッカー・ワールドカップ(世界選手権、以下W杯)はフランスで開催され、フランスが優勝した。この時の優勝チームの顔ぶれはフランスが移民社会であることを示しているとともに、移民の統合が代表チームの強化につながっている事実も明らかにした。世紀の変わり目にいわばどん底の時期を体験したDFBは、こうして移民の社会統合を生かした代表チームの強化に乗り出した。例えば今年開催された欧州選手権(EURO 2016)のドイツ代表には2009年のU21(21歳以下)欧州選手権で優勝したチームから6名が名を連ねている。このU21代表チームには移住を背景とする選手が9名いたことでも知られ、今回のフル代表チームにはそのうちの3名(チュニジア系でU21当時は主将を務めたケディーラ、ガーナ系のポアテング、トルコ系のエジル、ちなみに残りのドイツ人選手はノイアー、ヘーヴェデス、フンメルスの3名で6名全員が今回の主力選手だった)が含まれていた。世界のスポーツ連盟の中でも登録選手の数が多くて知られるDFBでは、登録選手の5人に1人は移住を背景とする選手となっており、他の競技連盟(10%)と比べてこの競技の人气が国際性として反映されている。試算によれば、2030年ワールドカップではドイツ代表チームの2人に1人が移住を背景とする選手に該当することになる。DFBは難民、移民を対象にドイツ社会への統合キャンペーンを展開しており、先日も通算2,000番目のクラブが誕生したとのニュースが伝えられている。

ところで移民のドイツ社会への統合は、ドイツの市民権(国籍)取得への道にもつながっている。ここでは連邦移民・難民庁(BAMF)の活動について簡単にふれたい。この道の最初の段階にはドイツ語教育があり、それは市民権取得のためのテスト(いわゆる常識テストで、州ごとに異なる)にまで進む。このテストの内容は興味深いもので、ドイツの法・社会秩序、生活状況などのドイツで暮らしていくための一般常識が問われている。BAMFのHPにある基礎テストでは60分33問に答える必要があり、17問以上(つまり過半数)正解で合格という基準になっている。私事ながら3・4年生の「現代ドイツ論」ゼミナールでは、ゼミ生対象の「ドイツ常識テスト」作成に大いに役立っている。

ドイツの市民権取得にあたって最多となっているのがトルコ人で、その数は130万人、トルコ国籍と合わせて約300万人という数字になる。こうして見てくると、ドイツにとっ

ての対トルコ関係の重要性がうかがわれるのである。なお市民権取得の統計で目に付くのは、イスラエルからも2万6,046人（2002～12年）もの人々がドイツの市民権を取得したという事実である。当然ながら、大半は若い世代と推測されよう。

Ⅲ. ドイツの未来

それでは過去、現在から続くドイツの未来はいかなるものであろうか。歴史家は未来学者ではないが、「足跡の始まり」がどこに向かっていくのかこれまでの足跡から考えてみたい。

日本でも有名なドイツの週刊誌『シュピーゲル』は、時にセンセーショナルな話題を取り上げることで知られている。例えば「ドイツ人は死滅するのか？」や「未来のドイツ人像」といったテーマで、一見ドイツ人とは見えない人物の顔を表紙にするなどして特集を組むことがよくあった。これが20世紀後半のドイツでの話題で、婚姻の減少、出生率（現在は女性一人あたり1.4人）の低下などによる深刻な人口の減少化がささやかれていたのである。

人口減少化のいっぽうで、ドイツには外部からの人口流入の歴史が存在していたことも事実であった。簡単に振り返ってみよう。まず第二次世界大戦末期東プロイセンなどドイツの旧東方領土からの「被追放民（故郷を失った人々）」がいた。中世以来ドイツ騎士団として移住していた彼らは、ナチス・ドイツの東方領土拡大と敗北により、故郷を失わざるをえなくなった。東方から逃げてきた彼らは、西ドイツに新天地を求めてそこで暮らしていくことになる。つまりドイツ系住民が何世紀ものちにドイツ本国に戻ったということである。この逃走の過程で、約200万人の犠牲者が出たとされている。

1950年代に西ドイツは「奇跡の経済復興」を果たす。しかしこれにより労働力不足となり、その補充のためにいわゆる「ガストアルバイター Gastarbeiter（客員労働者）」がイタリア、トルコ、モロッコ、ポルトガル、チュニジア、ユーゴスラヴィアなどの国々からドイツにやって来たのである。1964年には100万人目を数えるに至った。

1990年代にはソ連東欧圏の崩壊（1990/91年）やユーゴスラヴィア戦争（内戦、1991～95年）によって、中欧・東欧から40万人のドイツ系住民が再統一されたドイツに移住してくるのである。

こうした20世紀末から21世紀初頭にかけての移住者の増大によって、ドイツの人口統計はこれまでとは異なる算出項目を設けざるをえなくなる。すなわち2005年の国勢調査で初めて、住民の移住の背景を区別して集計するようになったのである。

それでは近年の難民受け入れはどのようになっているのであろうか。一昨年、2014年には20万人以上の人々がドイツに亡命を申請した。この年には国籍法が改正され、

二重国籍が可能となったのも重大な変化である。すなわち、外国人を両親としてドイツで1990年に生まれて成長した子どもには、「国籍選択義務」（従来は満23歳になるまでに国籍を決定）が廃止されたのである。またこの年には、ドイツ国内への移住者が国外への移住者を50万人上回ったが、これも史上初めてのことであった。こうして1990年の再統一以来、ドイツに移住した人は2,100万人、離れた人は1,600万人を数えるに至った。そしてドイツは、昨2015年だけでも約110万人もの難民を受け入れたのである。ただし、うち実際に亡命申請がなされているのは約47万7,000人とかなりのひらきがあり、手続きの困難さを物語っている。

この間に生まれ、最近よく耳にする言葉が、「歓迎文化 Willkommenskultur」である。ミュンヘンやフランクフルトの中央駅で、到着したばかりの難民にさまざまな物資を差し出しながら温かく出迎える老若男女を問わないドイツ人の姿がそれを象徴している。この難民を積極的に受け入れる文化は歴史から体得したものであり、それは2002年日韓W杯でドイツが学び、次の本国開催2006年W杯に反映させた「おもてなし」文化とは異なるものであった。昨年ピークに達したこの文化は、今や熱も冷め、難民の流入も減少している。そうした状況を最近バイエルン州の首相でキリスト教社会同盟（CSU、同州限定の政党）党首のゼーホーファーは、「8カ月続いたテディベアのあとで、今や夕方のニュースの時間」になっていると述べた。つまり彼は、午後のお子様番組から夕方の大人の時間に移行するドイツのテレビ番組に例えて、歓迎の熱狂が長続きはしなかったことを皮肉ったのである。

こうして、かつてはナチ時代に自国から多くの難民を出した国ドイツは、現在、そして未来へと難民、移民を逆に受け入れていくことで、より多様でより豊かな文化の国家に生まれ変わって行く。その社会は、他者の不幸の上に自国民のみの幸せを築いた、アーリア人という単一民族による「民族共同体」ではなく、多様な人々が共に築き上げていく多文化社会であり、異なる他者との共存・共栄を目指した社会なのである。

ドイツ社会のこうした変貌はどこから由来するものであろうか。これについては、サッカー2006年W杯での体験をあげることができよう。自国開催の同大会は、代表チームは3位どまりではあったものの、「夏のメルヘン」として国中が盛り上がった大会であった。それまでのドイツ人は国旗（黒赤金の三色旗）を掲げることにどこかためらいがあった。しかしこの時は国中に三色旗があふれたのである。それを称してドイツの建国理念を尊重する「憲法愛国主義」から「国旗愛国主義」への転換として論じられたこともあった。それから10年後のEURO 2016では、「Fahnenmeer（国旗の海）から keine Fahnen mehr（国旗皆無）へ」といった指摘があったように、国旗が国中にあふれることはなかった。それは緑の党の若者たちが、難民流入反対勢力が三色旗を旗印にしていることへの反発から国旗を掲げることをやめようと呼びかけたせいでもあった。

極右やネオナチが旧ドイツ帝国の軍旗等を使用するのに対して、AfD（「ドイツのための選択肢」）といった難民流入反対勢力は、「ドイツを守れ」とドイツ国旗を掲げているからである。それは国旗愛国主義から憲法愛国主義への回帰を意味するのかどうかは明言はできない。もちろん2006年に始まった「夏のメルヘン」が、8年後にはブラジルW杯での優勝というハッピーエンドを迎えて完結したという事実から、国旗を掲げる熱狂はピークを過ぎたと解釈もできるからである。

サッカー2006年W杯での体験からのドイツ社会の変貌については、もうひとつの例をあげることができる。それはパブリックビューイングの大成功であった。特に首都ベルリンではブランデンブルク門から大公園ティアガルテンを貫く6月17日通りを中心に「ファンマイル（ドイツ語ではファンマイレ）」という大会場が設けられた。そこでは各国の多種多様な料理を食べながらのサッカー観戦が可能となり、ファンのみならず住民、観客、観光客の間で交流がはかられたのである。首都ベルリンの国際性、多様性は、200カ国以上（つまりほぼ世界中）の人々が住む大都市ということからも十分にかがえるのである。

以上の一連の傾向は、ドイツのアメリカ化（複合民族国家化）を意味するのであろうか。アメリカは国家の理想をかかげ、それに共鳴した移民の人々からなる国家である（もちろん原住民のインディアンやアフリカ系アメリカ人は例外であるが）。その意味では、国旗、国歌への忠誠は自明のことでもある。ドイツの場合に同じことが言えようか。たしかにドイツではかつてのアメリカにおけるWASP（ホワイト、アングロサクソン、プロテスタント）のような典型的なドイツ人像はなくなっていくであろう。サッカーに関して言えば、アメリカで開催された1994年W杯はいまだに観客動員記録を誇っている。競技場の規模の違いが大きかったが、ドイツはシカゴ、韓国はロスでといったそれぞれの移住者の居住地域に応じた試合設定で、様々な出自の人びとが出身国を応援したことがその理由ともなっている。ドイツでは、2006年W杯でもドイツ国旗以外の国旗を掲げる家が目に付いた。準決勝で敗退したドイツで、勝ち残った国の別の三色旗を掲げ合う人々があり、地方都市にもイタリア、フランスなどさまざまな国の人が住んでいるという実態を知らされたものである。国旗を掲げることで自分たちの出自を確認する姿は、かつてのドイツからは考えられないことだった。

おわりに

最後に歴史から学ぶ意味について考えてみたい。旧西独で1986年から87年にかけて展開された「歴史家論争」は、ナチズムの「過ぎ去ろうとしない過去」の特異性と比較可能性をめぐる論争であった。その論争において現代史研究所（ミュンヘン）所長のブ

ロシャートはナチズムの過去からの教訓として、その過去に対する「道徳的な敏感さ」が戦後西独が培ってきた財産であると指摘している。

ドイツが過去から学んだものは、もはや他者なしでは生きられない現実であり、それは「leben und leben lassen（英語では live and let live）」という「自分が生きて行くためにも他人を生かす」という考えにつながっている。それはヨーロッパの中で近隣諸国と共に生きて行くという決断に連なるのである。

敗戦国としての体験（二度も！）は、一面としては他者（戦勝国）への気兼ね、配慮をもたらすこともあるが、それが別の面では勝者には育たない感情へと発展していく可能性も秘めているのである。かつてドイツのギムナジウムで、ある歴史教師の口から次のような発言を聞いたことがある。ヒトラーやナチズムという自国の過去を、外国の人びとから常に指摘され無念の想いを抱いてきた生徒に対して彼はいつも次のように述べているそうである。

「誰よりもひどいことをした国の者ならば、誰よりも多くのことをそこから学び、今の国がかつての国とは違うと胸を張って言えるはず」である。

それは先ほどの「道徳的な敏感さ」が一見ネガティブなアイデンティティに受け止められようとも、ポジティブなアイデンティティへと変えうることを意味している。別の言葉で言えば、その国ならではの、他の国ができない独自の取り組みがあってもいいはずであり、それは敗戦国ならばこそのものである。

最後に結論を述べよう。過去（歴史）を変えることはできない。しかし歴史から学ぶことで、現在そして未来を変えることはできるのである。そうすることで、ネガティブな失敗の歴史は繰り返さないから。

【付記】 本稿は 2016 年 7 月 16 日に開催された拓殖大学人文科学研究所公開講座での報告に加筆したものです。注記は省略しましたが、参考文献等は下記の通りです。

ドイツの人口構成、移民受け入れ等の統計資料については：

『ドイツの実情』（ドイツ連邦共和国外務省文化広報部発行、2016 年）

（同書の電子版）：<http://www.facts-about-germany.de>

ドイツ・サッカー連盟の HP：<http://www.dfb.de>

連邦憲法擁護庁の HP：<https://www.verfassungsschutz.de/>

連邦移民・難民庁の HP より市民権獲得については：

<http://www.bamf.de/DE/Willkommen/Einbuengerung/einbuengerung-node.html>

○拓殖大学 研究所紀要投稿規則

(目的)

第1条 拓殖大学（以下、「本学」という。）に附置する，経営経理研究所，政治経済研究所，言語文化研究所，理工学総合研究所及び人文科学研究所（以下、「研究所」という。）が発行する紀要は，研究成果の多様な学術情報の発表の場を提供し，研究活動の促進に供することを目的とする。

(種類)

第2条 研究所は，次の紀要を発行する。

- (1) 経営経理研究所 紀要『拓殖大学 経営経理研究』
- (2) 政治経済研究所 紀要『拓殖大学論集 政治・経済・法律研究』
- (3) 言語文化研究所 紀要『拓殖大学 語学研究』
- (4) 理工学総合研究所 紀要『拓殖大学理工学研究報告』
- (5) 人文科学研究所 紀要『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』

(投稿資格)

第3条 研究所が発行する紀要の投稿者（共著の場合，投稿者のうち少なくとも1名）は，原則として研究所の研究員でなければならない。

- 2 研究所の編集委員会（以下「編集委員会」という）が認める場合には，研究員以外も，投稿することができる。

(著作権)

第4条 研究所が発行する紀要に掲載された著作物の著作権は，研究所に帰属する。

- 2 研究所が必要と認める場合には，投稿者の許可なく，著作物の転載や引用を許可する。ただし，事後に投稿者に報告するものとする。
- 3 研究所の紀要に掲載した著作物は，電子化しコンピュータネットワークを通じて，本学のホームページ等に公開するものとし，投稿者はこれを許諾しなければならない。

(執筆要領および投稿原稿)

第5条 投稿する原稿は，研究所の執筆要領の指示に従って作成する。

- 2 投稿する原稿は，図・表を含め，原則として返却しない。
- 3 学会等の発行物に公表した原稿あるいは他の学会誌等に投稿中の原稿は，研究所の紀要に投稿することはできない（二重投稿の禁止）。

(原稿区分他)

第6条 投稿区分は，別表1，2のとおり，定める。

- 2 投稿する原稿の区分は，投稿者が選定する。ただし，研究所の紀要への掲載にあたっては，査読結果に基づいて，研究所の編集委員会の議を以て，投稿者に掲載の可否等を通知する。
- 3 研究所の紀要への投稿が決定した場合には，投稿者は600字以内で要旨を作成し，投稿した原稿のキーワードを3～5個選定する。ただし，要旨には，図・表や文献の使用あるいは引用は，

認めない。

- 4 研究所研究助成を受けた研究成果発表（原稿）の投稿区分は、原則として論文とする。
- 5 研究所研究助成を受けて、既に学会等で発表した研究成果（原稿）は、抄録として掲載することができる。

（投稿料他）

第7条 投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

- 2 投稿者には、掲載の抜き刷りを50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は、超過分について有料とする。

（正誤の訂正）

第8条 印刷上の誤りについては、投稿者の申し出があった場合、これを掲載する。ただし、印刷の誤り以外の訂正や追加は、原則として取り扱わない。

- 2 投稿者の申し出があり、研究所の編集委員会がそれを適当と認めた場合には、この限りでない。

（その他）

第9条 本投稿規則に規定されていない事柄については、研究所の編集委員会の議を以て決定する。

（改廃）

第10条 この規則の改廃は、研究所運営委員会の議を経て研究所運営委員会委員長が決定する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表1 原稿区分（理工学総合研究所以外）

(1) 論文	研究の課題、方法、結果、含意（考察）、技術、表現について明確であり、独創性および学術的価値のある研究成果をまとめたもの。
(2) 研究ノート	研究の中間報告で、将来、論文になりうるもの（論文の形式に準じる）。新しい方法の提示、新しい知見の速報などを含む
(3) 抄録	研究所研究助成要領第10項(2)に該当するもの。
(4) その他	上記区分のいずれにも当てはまらない原稿（判例研究、解説論文、調査報告、資料、記録、研究動向、書評等）については、編集委員会において取り扱いを判断する。
	また、編集委員会が必要と認めた場合には、新たな種類の原稿を掲載することができる。

別表2 原稿区別（理工学総合研究所）

- (1) 展望・解説, (2) 設計・製図, (3) 論文, (4) 研究速報, (5) 抄録（発表作品の概要を含む）,
- (6) 留学報告, (7) 公開講座, (8) 学位論文

『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』執筆要領

1. 発行回数

『拓殖大学論集 人文・自然・人間科学研究』（以下、「紀要」という）は、原則として年2回発行する。

原稿提出期日および発行は、次のとおりとする（厳守）。

- (1). 原稿の提出締切 6月－10月発行
- (2). 原稿の提出締切 10月末日－3月発行

上記の発行に伴い、電子化し、コンピュータネットワークを通じて、本学の人文科学研究所（以下、「研究所」という）のホームページ等に公開するため、投稿者は、その旨を許諾する。

2. 執筆予定表

投稿希望者は、研究所が定めた日までに、紀要の執筆予定表に必要事項を記入・捺印し、学務部研究支援課（以下、「研究支援課」という。）に提出する。

3. 使用言語

使用言語は、日本語又は英語とする。ただし、これら以外の言語での執筆を希望する場合は、事前に人文科学研究所編集委員会（以下、「編集委員会」という）に書面にて申し出て、許可を受ける。

許可を受けた投稿者は、必ず外国語に通じた人の入念な校閲を受けたものに限る。

4. 様式

投稿する原稿は、完成原稿とし、原則としてワープロ原稿2部を、編集委員会に提出する。

- (1). ワープロを使用する際は、A4判の白紙片面を縦長に用い、横書きで、1行39文字、1ページ34行で印字する。その際、天地、左右各30mm程度の余白をとっておく。縦書きの場合もこれに準ずる。
- (2). 欧文による原稿の場合は、A4判の白紙片面を縦長に用い、天地左右の余白を30mm程度とり、1行78文字、1ページ34行で印字する。外国語の要約の原稿もこれに倣う。
- (3). 原稿の分量は、本文と注及び図・表を含め、原則として、A4縦版・横書で次のとおりとする。

なお、日本語以外の言語による原稿の場合もこれに準ずる。

- ① 日本語および全角文字で記す場合、原則として24,000字以内。
 - ② 欧文の場合、原則として48,000字以内
- (4). 投稿者は、紀要の複数の号にわたり、同一タイトルで投稿を希望することはできない。ただし、「資料」の場合は、同一タイトルの原稿を何回かに分けて投稿することができる。その場合は、最初の稿で、記載原稿の全体像と回数を明示しなければならない。

5. 原稿

- (1). 原稿区分は、「拓殖大学 研究所紀要投稿規則」に記載されているとおりですが、研究所において「その他」には、以下の区分が含まれる。

研究動向・調査報告・資料・討論・研究会記録・公開講座記録

- (2). 原稿の受理日は、研究支援課に到着した日とする。
- (3). 投稿は、完成原稿の写しを投稿者が保有し、原本を編集委員会宛とする。
- (4). 投稿する原稿とあわせて、紀要の投稿原稿表紙に必要事項を記入・捺印して研究支援課に提出する。

6. 本文表記

- (1). 本文の構成を章・節・項のように分ける場合、それぞれの表記の仕方は、例えば、章は I・II……、節は 1・2……、項は 1)・2)……などの表記方法があるが、本紀要の場合、執筆者の研究分野が多岐にわたることを考慮し、とくに定めない。各執筆者が所属する学会の学会誌などの表記方法に準ずること。
- (2). 数字は算用数字を用いる。数字や欧字は、1字のみの場合を除き、半角とする。ただし、縦書きの場合に限り、数字は原則として漢数字を用いる。
- (3). 特殊な字体（イタリック・ボールド・ギリシャ文字など）・紛らわしい文字（I<エル>・1<イチ>・i<アイ>・0<ゼロ>・O<オウ>など）や大文字・小文字（W と w など）は、明瞭に区別できるように指定する。また、添え字も、上付き・下付きを明瞭に指定する。
- (4). 本文中に文献・資料を引用・参照する場合は、下記の例のように、文献・資料の著者名（姓のみ）と発表年を示し、必要に応じて関連ページも示す。

青木（2001）は……、 上村（2002：50-61）は……、 青木・上村（2003）によれば……、 ……という説がある（大山 1998：43-52）。……という見解もある（飯田 2003；太田 1999）。青木ほか（2004）は……、など。
- (5). 本文中に文献・資料の一部を引用する場合は、引用部分を、「」でくくる、字下げする、活字ポイントを小さくする、などの方法で表す。

7. 図・表・数式の表記および作成

- (1). 図（図には写真も含む）および表は必要最小限にとどめる。とくに、同じデータに関する図と表の重複は避ける。
- (2). 図および表は、各図・各表ごとに別紙とし、それぞれ、図 1・図 2… 表 1・表 2…のように通し番号を明示し、執筆者名を記入する。
- (3). 図および表のタイトル・説明文・出典などの原稿は、別紙にまとめる。外国語の要約をつけた場合は、図・表のタイトルと説明文は、外国語を併記することができる。
- (4). 本文中の図および表の挿入希望位置は、本文原稿の右側余白に記入する。また、図・表の大きさや体裁について希望がある場合は、本文原稿上に枠で指定するか、おおよその大きさなどを右側余白に記入しておく。なお、図・表の大きさや体裁は、編集委員会で決める。したがって執筆者の希望に添えない場合もある。
- (5). 図および表を本文中に引用する際は、「図 1 によれば……」「……は表 3 に示される」などのように示す。
- (6). 図は、黒インクで明瞭に描いたものか、ワープロあるいはコンピューターソフトを使用して描いたもので、そのまま写真製版が可能なもの（版下原稿）に限る。
- (7). 表は、ワープロあるいはコンピューターソフトを使用して作成する。
- (8). 図中や表中の文字や数字の大きさ、図の表現の細かさについては、刷り上がりの大きさと明瞭に読みとれるよう、縮小率を十分考慮して決める。
- (9). 数式は専用ソフトなどを使用して正確に表現する。数式の上下は 1 行ずつあける。

8. 注とその記載方法

- (1). 注は、本文内容の補足説明を行う場合と、引用・参照した文献・資料の出所を明示する場合に用いる。
- (2). 本文中の当該箇所右肩に（ ）でくくった通し番号をつけ、注の内容は、本文のあとに、通し番号順にまとめて記す。

9. 文献・資料の表示方法

本文中で引用・参照した文献・資料を表示する方法としては、本文中には著者の姓と発表年のみを記し〈これについては、前ページの本文表記4を参照のこと〉、原稿末尾の文献・資料表に詳しく表示する方法と、本文中には記さず、本文のあとの注に詳しく表示する方法の二つが一般的である。

(1). 文献・資料表に表示する場合

- ①. 文献・資料表に、下記の要領で記載する。なお、文献・資料表は、原稿の末尾（注の後ろ）に掲載する。
 - a. 学術雑誌など定期刊行物の場合は、著者名・発表年・文献名・定期刊行物名・巻または号番号・文献の最初と最後のページを明記する。単行本の場合は、著者名・発表年・書名・出版社（出版所）名を明記する。
 - b. 著者が複数の場合も、全著者名（姓名）を列記する。
 - c. 定期刊行物の巻・号番号およびページについては、巻ごとの通しページがある場合は、巻番号（ゴシック）と通しページを記す。巻ごとに通しページがない場合は、巻番号（ゴシック）のあとに号番号を（ ）でくくって示し、号ごとのページを記す。号番号のみの場合は、（ ）でくくった号番号とページを記す。
- ②. その他の書式（記載順序や方法）については、本紀要の場合、執筆者の研究分野が多岐にわたることを考慮し、とくに定めない。各執筆者が所属する学会の学会誌などの要領に則って、統一した形式で記すこと。
- ③. 文献・資料の並べ方は、下記の要領による。
 - a. 日本語文献・資料、アジア地域言語文献・資料、欧語文献・資料の順に並べる。
 - b. 日本語文献・資料は、著者名の五十音順に並べる。アジア地域言語文献・資料はそれぞれの著者名の当該言語の固有の配列順（あるいはカタカナ表記の五十音順）に並べる。欧語文献・資料は著者名（姓が先）のアルファベット順に並べる。
 - c. 同じ著者の文献・資料は発表年の順に並べる。同じ発表年のものが複数ある場合は、本文の引用順に、a・b……を発表年のあとにつけて並べる。

(2). 注に表示する場合

- ①. 注の該当箇所に著者名・文献・資料名などを詳しく表示する方式で、この場合は、文献・資料表を省くことができる。
- ②. 表示例は、以下の通り。

【日本語文献・資料】

- 小林政吉 『宗教改革の教育史的意義』（創文社 1960）p. 12. 《単行本の場合》
 林 泰成 「ピーターズのコールバーグ批判」（佐野安仁、吉田謙二編『コールバーグ理論の基底』世界思想社 1993）p. 34. 《単行本所収の論文の場合》
 石井雅史 「コミュニケーションと規則」（日本哲学会編『哲学』第51号 2000）pp. 270-272. 《学術雑誌等の掲載論文の場合》

G. ドゥルーズ 『ベルクソンの哲学』 宇波彰訳 (法政大学出版局 1974) p. 25.

《和訳書の場合》

【英文文献・資料】

Alexander C. Judson, *The Life of Edmund Spencer* (Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1945), p. 145. 《単行本の場合》

A. H. Bullen (ed.), *The Works of Francis Beaumont and John Fletcher* (Variorum ed.; London London: George Bell and Sons, 1908), pp. 49-53.

《論文集の編者表記の場合》

G. M. Dutcher et al., *Guide to Historical Literature* (New York: The Macmillan Co., 1931), p. 50. 《著者が3名以上の場合》

F. A. Moe, "School Retrenchment," *School Review*, XLII (May 1934), p. 40.

《学術雑誌等の掲載論文の場合》

John Calvin, *The Institutes of the Christian Religion*, trans. Henry Beveridge (2nd ed.; Edinburgh: T. & T. Clark, 1895), I, pp. 40-45. 《英訳書の場合》

【欧文文献・資料の略語の用法】

欧文文献・資料の引用・参照の際によく使われる略語 (loc.cit., ibid., op.cit.) の用法を、以下に記す。

loc. cit. 同じ文献・資料の同じ箇所を連続して引用する場合に用いる。

ibid. 同じ文献・資料から連続して引用する場合に用いる。その際、前と引用ページが異なる場合には、当該ページを表示する。

op. cit. 前に挙げた文献・資料に、いくつかの注を隔てた後に、再び言及する場合に用いる。したがって、この場合は、著者名 (姓のみ) とページ数とを必ず表示する。

上記の略語は、単行本と学術雑誌の場合はイタリック体で、論文の場合はローマン体で表記する。

[使用例]

(1) T. M. Parrot and R. H. Ball, *A Short View of Elizabethan Drama* (New York: Charles Scribner's Sons, 1943), p. 190.

(2) *loc. cit.*

(3) *ibid.*, p. 325.

(4) E. H. C. Oliphant, *The Plays of Beaumont and Fletcher* (New Haven: Yale University Press, 1927), p. 67.

(5) Parrot and Ball, *op. cit.*, p. 198.

(6) Oliphant, *op. cit.*, pp. 89-91.

⋮

その他のよく用いられるページ表記略号 (ただし、英文文献・資料の場合)

p. 5.=page 5 の意味

pp. 17f.=pp. 17 *et seq.* とも表す。これは page 17 and the following page の意味

pp. 20ff=pp. 20 *et seq.* とも表す。これは page 20 and the following pages の意味

* 欧文文献・資料では、注に示す場合と、文献・資料表に示す場合とでは、著者名などの表記の仕方が異なる。これについては、以下の例を参照のこと。

〈注に示す場合〉

Alexander C. Judson, *The Life of Edmund Spencer* (Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1945), p. 145.

〈文献・資料表に示す場合〉

Judson, Alexander C., *The Life of Edmund Spencer*. Baltimore: The Johns Hopkins Press, 1945.

* なお、インターネット上の文献・資料を引用・参照する場合は、文献・資料表あるいは注に、原則として下記の事項を記載する。

執筆者・タイトル・年月日（掲載年月日あるいは更新年月日あるいは取得年月日）・URL

10. 原稿の審査

編集委員会が審査し決定する。その手続きは次の通り。

- (1). 原稿の内容に応じて編集委員以外の査読者を選び、査読を依頼する。それとともに編集委員の中から担当委員を選ぶ。査読者および担当委員は、原則として各1名とするが、場合により複数名とすることもある。
- (2). 査読者および担当委員は、論文・研究ノート・抄録・その他については、以下の11項目について原稿を検討し、査読結果（掲載の可否・原稿種類の妥当性についての意見や原稿に対するコメントなど）をまとめ、それを編集委員会に報告する。
 - ①. タイトルは内容を的確に示しているか
 - ②. 目的・主題は明確か
 - ③. 方法・手法は適切か
 - ④. データは十分か
 - ⑤. 考察は正確かつ十分か
 - ⑥. 先行研究を踏まえているか
 - ⑦. 独創性あるいは学術的価値（資料的価値）が認められるか
 - ⑧. 構成は適切か
 - ⑨. 文章・語句の表現は適切か
 - ⑩. 注や参考文献の表記は、執筆要領に添ったものになっているか
 - ⑪. 図・表の表現は適切か
- (3). 編集委員会は、これらの報告に基づいて、委員の合議により、掲載の可否、原稿種類の妥当性および次項の「審査結果のお知らせ」に添える文書の内容などを決定する。

なお、掲載の可否については、①このままで掲載、②多少の修正の上で掲載、③大幅な修正が必要、④掲載見送りの4段階で判定する。③については、執筆者の修正原稿を査読者と担当委員が再査読し、その結果に基づいて、編集委員会が掲載の可否等を決定する。
- (4). 研究会記録および公開講座記録の原稿については、原則として掲載する。ただし、この場合も編集委員の中から担当委員を選び、担当委員は上記項目の9)等を検討する。その結果、執筆者に加筆修正を求めることがある。

11. 原稿の審査結果・変更・再提出

- (1). 投稿の採否は、編集委員会の指名した査読者の査読結果に基づいて、編集委員会が紀要への掲載を決定する。その際に編集委員会は、原稿区分の変更を投稿者に求める場合もある。
- (2). 編集委員会は、査読に基づき、若干の訂正、あるいは書き直しを要請することができる。

また、上記判定を受けた投稿者は、その趣旨に基づいて、原稿を速やかに修正し、再度、編集委員会に提出する。ただし、査読結果の内容に疑問・異論等がある投稿者は、編集委員会にその旨を申し出ることができる。

- (3). 投稿者は、投稿を許可された原稿（査読済）を、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (4). 査読の結果、大幅な修正がある場合には、投稿者の修正原稿を編集委員会が再査読し、その結果に基づいて、編集委員会が紀要への掲載の可否等を決定する。
- (5). 編集委員会が、紀要に掲載しない事を決定した場合は、人文科学研究所長（以下「所長」という）より、その旨を投稿者に通達する。

12. 投稿原稿の電子媒体の提出

投稿者は、編集委員会の査読を経て、修正・加筆などが済み次第、A4 版用紙（縦版、横書き）にプリントした完成原稿 1 部と電子媒体を提出する。電子媒体の提出時には、使用 OS とソフトウェア名を明記する。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿原稿（データ）を保管しておく。

13. 校 正

投稿した原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、所長、編集委員長が三校を行う。この際、投稿者がおこなう校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。また、投稿者は、編集委員会の指示に従い、迅速に校正を行う。

投稿者が、期日までに校正が行われない場合には、紀要への掲載はできない。

14. その他

本執領に定められていない事項については、投稿者（執筆者）と協議の上、編集委員会が判断する。

15. 改 廃

本執筆要領の改正は、編集委員会が原案を作成し、本研究所会議に報告して承認を求める。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月以降に投稿される原稿から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月以降に投稿される原稿から適用する。

執筆者および専門分野の紹介（目次掲載順）

田野 武夫（た の・たけお）政経学部准教授 独文学
小木田敏彦（こぎた・としひこ）政経学部講師（非常勤）歴史地理学，制度派経済学
服部 英一（はっとり・えいち）政経学部准教授 体育，スキー
佐藤 健生（さとう・たけお）商学部教授 ドイツ現代史

表紙ロゴ『拓殖大学論集』は，西東書房，二玄社のご協力をいただきました。
2社に感謝申し上げます。

- (1) 「拓」 次の2項目を合成
手偏 西嶽華山廟碑（西東書房刊，p.12の「持」より）
石 西嶽華山廟碑（西東書房刊，p.15）
- (2) 「殖」 西嶽華山廟碑（二玄社刊，p.90）
- (3) 「大」 西嶽華山廟碑（西東書房刊，p.9）
- (4) 「學」 史晨後碑（二玄社刊，p.52）
- (5) 「論」 尹宙碑（西東書房刊，p.36）
- (6) 「集」 西嶽華山廟碑（西東書房刊，p.11）

編集委員 中川 功 犬竹 正幸 大森 裕二 久米井敦子 佐野 正俊 関 良基
田野 武夫 長尾 素子 保坂 芳男 松下 直弘

人文・自然・人間科学研究 第36号 ISSN 1344-6622（拓殖大学論集304） ISSN 0288-6650

2016年10月15日 印刷

2016年10月25日 発行

編集 拓殖大学人文科学研究所編集委員会

発行者 拓殖大学人文科学研究所長 犬竹 正幸

発行所 拓殖大学人文科学研究所

〒112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号

Tel. 03-3947-7595

Fax. 03-3947-2397（研究支援課）

印刷所 (株)外為印刷
